

図 書 番 号
資 料

No. / 9 9 / 0

婦人労働資料第四七号
昭和三十一年四月
8-9

「すべての種類の鉱山の坑内作業における婦人の
使用に関する條約」に関する参考資料

225
労働省婦人少年局

松山市堀之内町五番地

愛媛婦人少年室

目次

一、すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約（第四五号）	百
イ、和文	一
ロ、英文	四
ハ、仏文	五
ニ、本条約の批准国名（昭和三十一年一月現在）	七
二、第十八回国際労働総会報告書抜萃	
「一切ノ種類ノ鉱山ニ於ケル婦人ノ地下労働ニ関スル問題」	八
三、第十九回国際労働総会報告書抜萃	
「一切ノ種類ノ鉱山ニ於ケル婦人ノ地下労働ニ関スル問題」	二六
四、The International Labour Code 1951 より抄訳	
「女子の鉱山に於ける坑内作業に関する条約」	四二
五、女子の坑内労働に関するわが国の法令の変遷	四三
六、諸外国における女子の坑内労働に関する法令	四九

七、女子の坑内労働者数の推移

五一

八、女子の坑内労働の禁止に関する労働基準法第六十四条の施行状況

五一

一、すべての種類の鉱山の坑内作業における婦人の使用に関する条約に関する参考資料

一、すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約（第四十五号）

すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約（第四十五号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百三十五年六月四日にその第十九回会期として会合し、

この会期の議事日程の第二議題であるすべての種類の鉱山における坑内の作業に女子を使用することに関する提案の採択を決定し、

この提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、

次の条約（引用に際しては、千九百三十五年の坑内作業（女子）条約と称することができる。）を千九百三十五年六月二十一日に採択する。

第一条

この条約の適用上、「鉱山」とは、地下から物質を採取するためのすべての公私の事業場をいう。

第二条

女子は、年齢のいかんを問わず、鉱山における坑内の作業に使用してはならない。

第三条

次の者は、国内法令の定めるところにより、前条の禁止から除外することができる。

- (a) 管理の地位にあつて筋肉労働をしない女子
- (b) 保健及び福祉の業務に使用される女子
- (c) 実習の過程において坑内で訓練を受けている女子

(d) その他筋肉労働の性格を有しない職業のため隨時坑内に入る必要がある女子

第四条

この条約の正式の批准書は、登録のため国際労働事務局長に送付するものとする。

第五条

- 1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准を国際労働事務局長が登録したもののみを拘束する。
- 2 この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
- 3 その後は、この条約は、他のいずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第六条

国際労働事務局長は、国際労働機関の二加盟国の批准が登録されたときは、この旨を直ちに国際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。同事務局長はまた他の加盟国からその後通知を受けた批准の登録をすべての加盟国に通告しなければならない。

第七条

- 1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間の満了の後には、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、その廃棄が登録された日の後一年間は効力を生じない。
- 2 この条約を批准した加盟国で前項に提げる十年の期間の満了の後二年以内この条約に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに十年の期間この条約の拘束を受けるものとし、その後は、この条約に定める条件に基いて、十年の期間が経過することによりこの条約を廃棄することができる。

第八条

国際労働機関の理事会は、この条約が効力を生じた後十年の期間が経過することにより、この条約の運用に関する報告を総会に提出し、かつ、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第九条

- 1 総会がこの条約の全部又は一部を改める改正条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正条約の批准は、改正条約の効力発生を条件として、第七条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十条

この条約のフランス語及び英語による本文は、ともに正文とする。

以上は、千九百四十六年の最終条項改正条約により修正された千九百三十五年の坑内作業（女子）条約の真正な本文である。

同条約の原本は、総会議長P・H・P・クレスウエル及び国際労働事務局長ハロルド・バトラーの署名により千九百三十五年七月十八日に認証された。

同条約は、千九百三十七年五月三十日に最初に効力を生じた。

以上の証拠として、私は、千九百四十六年の最終条項改正条約第六条の規定に従い、千九百四十八年八月三十一日にこの条約（修正後の同条約）の原本二通を署名により認証した。

国際労働事務局 長

エドワード・フリーラン

CONVENTION CONCERNING THE EMPLOYMENT OF WOMEN ON UNDERGROUND WORK IN MINES OF ALL KINDS.

The General Conference of the International Labour Organisation.

Having been convened at Geneva by the Governing Body of the International Labour Office, and having met in its Nineteenth Session on 4 June 1935, and

Having decided upon the adoption of certain proposals with regard to the employment of women on underground work in mines of all kinds, which is the second item on the agenda of the Session, and

Having determined that these proposals shall take the form of an international Convention, adopts this twenty-first day of June of the year one thousand nine hundred and thirty-five the following Convention, which may be cited as the Underground Work (Women) Convention 1935:

Article 1

For the purpose of this Convention, the term "mine" includes any undertaking, whether public or private, for the extraction of any substance from under the surface of the earth.

Article 2

No female, whatever her age, shall be employed on underground work in any mine.

Article 3

National laws or regulations may exempt from the above prohibition---

- (a) females holding positions of management who do not perform manual work;
- (b) females employed in health and welfare services;
- (c) females who, in the course of their studies, spend a period of training in the underground parts of a mine; and
- (d) any other females who may occasionally have to enter the underground parts of a mine for the purpose of a nonmanual occupation.

Article 4

X
X

CONVENTION CONCERNANT L'EMPLOI DES FEMMES AUX TRAVAUX SOUTERRAINS DANS LES MINES DE
TOUTES CATEGORIES.

La Conférence générale de l'Organisation internationale du Travail,
Convoquée à Genève par le conseil d'administration du Bureau international du
Travail, et s'étant réunie le 4 juin 1935 en sa dix-neuvième session,
Après avoir décidé d'adopter diverses propositions relatives à l'emploi des femmes
aux travaux souterrains dans les mines de toutes catégories, question qui constitue
le deuxième point à l'ordre du jour de la session,
Après avoir décidé que ces propositions prendraient la forme d'une convention
internationale,

adopte, ce vingt et unième jour de juin mil neuf cent trente-cinq, la convention
ci-après qui sera dénommée Convention des travaux souterrains (femmes), 1935:

Article 1

Pour l'application de la présente convention, le terme « mine » s'entend de
toute entreprise, soit publique soit privée, pour l'extraction de substances
situées en-dessous du sol.

Article 2

Aucune personne de sexe féminin, quel que soit son âge, ne peut être employée
aux travaux souterrains dans les mines.

Article 3

La législation nationale pourra exempter de l'interdiction susmentionnée:

- a) les personnes occupant un poste de direction qui n'effectuent pas un travail manuel;
- b) les personnes occupées dans les services sanitaires et sociaux;
- c) les personnes en cours d'études admises à effectuer un stage dans les parties souterraines d'une mine en vue de leur formation professionnelle;
- d) toutes autres personnes appelées occasionnellement à descendre dans les parties souterraines d'une mine pour l'exercice d'une profession de caractère non manuel.

Article 4

(以下手続の規定に付き略す)

ニ、本条約の批准国名（昭和三十一年一月現在）

本条約の批准国は三八ヶ国で、次のとおりである。

キユーバ、ギリシャ、南アフリカ、スウェーデン、イギリス、アイルランド、中国、インドネシア、オランダ、アフガニスタン、~~キネトキヤ~~、ベルギー、**オーストリア**、ポルトガル、フランス、メキシコ、フィンランド、インド、パキスタン、ニュージーランド、トルコ、ブラジル、ハンガリー、スイス、ヴェネズエラ、ペルー、チリ、エジプト、ブルガリア、アルゼンティーン、チエツコスロヴァキア、セイロン、ユーゴスラヴィア、イタリア、ヴィエトナム、オーストラリア、ウルグアイ、エクアドル、西ドイツ、

二、第十八回国際労働總會報告書拔萃

註 昭和十年三月、内務省社会局から發刊された第十八回国際労働總會報告書に拠る。

一切ノ種類ノ鉱山ニ於ケル婦人ノ地下労働ニ關スル問題

第一節 總 說

第一款 問題ノ沿革

本問題ヲ總會ニ上程スル動因トナリタルハ第十二回及第十五回會議ニ於テ夫々總會ノ採択セシ二組ノ決議ニ依リ理事会カ本問題ニ付注意ヲ喚起スルニ至レルニ依リモノナリ

總會ハ一九二九年ニ日本労働者側代表松岡駒吉氏ノ提案ニ依リ左ノ決議ヲ採択セリ

「婦人及十八才未満ノ年少者ノ地下労働カ今猶若干ノ國際労働機關ノ締盟國ニ於テ實際ニ行ハレ居ル遺憾ナル事實ニ鑑ミ總會國際労働事務局ノ理事会ニ対シ婦人及年少者ノ地下労働ノ問題ヲ國際労働總會ノ近キ年次會議ノ議題ニ上程スルノ可否ヲ審議スヘキコトヲ要求ス」

次テ一九三一年炭坑ニ於ケル労働時間ニ關スル條約案ヲ採択セシ總會會議ニ於テ總會ハ本問題ヲ処理スル為設置セラレシ委員會ノ提案ニ依リ其ノ根拠トスル理由ヲ異ニシ且其ノ字句ニ於テ些カ異ル所アルモ同一ノ一般的目的ヲ以テ作成セラレタル第二ノ決議ヲ可決セリ右決議ノ本文ハ左ノ如シ

「總會ハ

炭坑ニ於ケル労働時間ヲ制限スル條約案ヲ採択シ

右條約案カ労働時間ニ關シ地下ニ使用セラルル一切ノ労働者ニ付平等ノ保護ヲ確保スルモノト思考シ

尙大多數ノ諸國ニ於ケル法令ハ炭坑ニ於テ婦人及年少者ヲ使用スルコトヲ禁止シ居ルコトヲ考慮シ同等ノ保護ヲ確保スル為國際規律ヲ採択スルノ可否ハ能フ限り速カニ審議セラルヘシト思考シ且國際労働事務局ノ理事会ニ対シ「炭坑ニ於ケル地下労働ニ十六歳

未滿ノ労働者及婦人労働者ヲ使用スルコト」ノ問題ヲ總會ノ近キ年次會議ノ議題ニ包含セシムルコトノ可能性ヲ調査スヘキコトヲ要求ス」

理事会 ハ婦人ニ関スル問題及年少者ニ関スル問題ヲ別個ノ条約ニ依ツテ処理スル從來ノ慣行ニ從ヒ總會カ地下労働ニ対スル年少者ノ使用ノ問題ヲ地下労働ニ対スル婦人ノ使用ノ問題ト同時ニ解決セシトスルヨリハ寧足ツ後者ヲ解決スルコトヲ以テ得策ナリト思考セリ「擧げ總會ノ議題ヲ二切ニ釁山ニ於ケル地下労働ニ対スル婦人ノ使用」ト為セルカ右ハ地下労働ニ対スル婦人ノ使用ナル一般の字句「劃一的規律ヲ適用スルコト困難ナルヘキ各種ノ職業ヲ包含スル虞アル稍々漠然タル用語」ヲ以テ要求セル一九二九年ノ決議ニ表示セラレタル見地ト該問題ヲ炭坑ニ於ケル地下労働ニ制限セル一九三一年ノ決議ノ見地トノ中間ヲ採用セルモノナリ理事会ヲ導キテ右ノ措置ヲ採ラシメタルハ各種ノ地下釁山ニ於ケル使用ニ随伴スル危険ハ大同小異ニシテ該問題ノ討議ヲ單ニ炭坑ニ於ケル使用ノ問題ニ制限スルハ正當ト認めラレストナス見解ナリ因ニ一九三一年ノ決議ノ範圍ノ狹隘ナルハ右決議カ炭坑ニ於ケル労働時間ニ関スル条約案ヲ調査スル為設置セラレタル委員會ニ依ツテ總會ニ提出セラレタル事實ニ婦人スルモノナリ

斯クシテ總會ノ第十八回會議ニ提出セラレタル問題ハ釁山ニ於テ婦人ヲ地下労働ニ使用スルコトヲ禁止スルコトカ労働法令ノ最古ニシテ最モ普遍的ナル規定ノ一タルヲ以テ國際的措置ノ機ニ達シタルモノト思考シ得ル問題ナリ歐羅巴ニ於ケル若干ノ重要ナル釁山國ニ於テハ斯ル措置ハ實際上七十五年又ハ其レ以上實施セラレ來タレリ釁山及特ニ厚層釁山ニ於ケル地下労働ニ於テハ重キ物質ノ採取ニ随伴スル危険ハ其他ノ多クノ危険ト錯綜スルモノニシテ右ハ本質的ニ過激ナル労働ナリ右ハ夙ニ人道の人士ノ抗議ヲ誘發セル産業制度ノ弊害ノ一ニシテ一世紀前保護的法令ノ未タ存セサリシ時婦人ニ関スル地下労働ノ惡シキ条件「當時婦人ハ最低廉ノ賃金ヲ支払ハレ機械的援助ヲ借ラスシテ重荷物ヲ持運フ等極メテ不快ナル種類ノ労働ヲ配分セラレ且ツ通風惡シキ地下坑ノ高温ノ為半裸体ニテ労働スルコトヲ餘儀ナクセラレ一切ノ人間の尊嚴ノ法則ニ違反スル混雜ノ中ニ雜居シ居リタリ」ハ斯ル弊害ヲ根絶スル為ノ法令ニ賛成スルヲ論ヲ惹起セシメタリ婦人ニ付此ノ種ノ労働ヲ禁止スル一八四二年ノ英國法令ハ労働法令ノ最初ノ措置ノ一ニシテ又美ニ成人労働者ヲ規律スル最初ノモノナリ他ノ歐羅巴諸國モ徐々ニ之ニ倣ヒ「オーストリア、ハンガリー」ニ於テハ一八五四年ノ釁山法ハ釁山官憲ニ對シテ此ノ点ニ付其ノ必要ト認めル一切ノ措置ヲ採ル權能ヲ賦シテ而シテ一八七四年ニハ「仏蘭西カ一八七六年ニハ「ルクセンブルグ」カ又ハ一八七八年ニハ「獨逸カ何レモ法令ヲ以テ婦人ノ地下労働ヲ禁止セリ此ノ種ノ労働カ婦人ニ取リ不適ナリト思考スル慣習ハ少クトモ歐羅巴ニ於テハ能ク確立セラレ婦人ノ營テ地下労働ニ使用セラレタルコトナキ國家マテ往々其ノ一般の労働法令

中ニ斯ル慣行ヲ禁止スル規定ヲ挿入セリ

然レトモ若干ノ東洋ノ國家ニ於テハ鉦山ニ於テ地下ニ婦人ヲ使用スル慣行ハ漸次制限サレ來タレルモ猶存続シ居レルカ右ハ恐ラクハ該國家ニ於テハ勞働カ家族の集団ニ依リテ行ハル、事實ニ依ルナランモ技術の改善ノ採用ト採取作業ノ機械化ニ連レテ婦人ノ現在使用セラレ居ル又ハ最近迄使用セラレ居リタル條件ハ一八四〇年ノ英吉利ノ鉦山ニ於ケル婦人勞働者ノ條件ヨリモ悲シムヘキモノニ非サルコトハ確カナリ他方斯ル地下勞働ハ今又其ノ欠陥ヲ相當緩和スル規律ノ適用ヲ受ケ居レリ然レトモ是等改善セラレタル條件ノ下ニ於テスラ鉦山ニ於ケル地下勞働ハ依然トシテ過激ナル種類ノ勞働ニシテ婦人ニ付テハ速カニ全廢スルコト望マシトス

斯クシテ一九三三年二月一日ニ開催セラレタル國際勞働理事會ノ第六十一回會議ニ於テ理時會ハ一切ノ種類ノ鉦山ニ於ケル婦人ノ地下勞働ノ問題ヲ國際勞働總會ノ第十八回會議ノ議題ニ上程スヘク決定セリ

第二款 準備報告書ノ内容

國際勞働事務局ハ「鉦山ニ於ケル婦人ノ地下勞働」ニ關シ總會ニ於ケル討議ノ參考ニ資スル為準備報告書ヲ作成シタルカ右報告書ハ序論、第一章各國ノ法令、第二章結論並ニ諮問事項ヨリ成レルカ今其ノ内容ヲ摘記スレハ左ノ如シ

序論

序論ニ於テハ問題ノ沿革ヲ掲ケタリ

第一章 各國ノ法令

第一節 鉦山ニ於ケル婦人ノ地下勞働ニ關スル禁止又ハ規律

本節ニ於テハ事務局ニ於テ判明セル各國ノ鉦山ニ於テ婦人ヲ地下ニ使用スルコトヲ禁止セル一切ノ立法の措置ヲ指示セリサレト本問題ニ關スル具體的規律ノ存セサル場合ニ於テモ該國ニ於テ婦人ヲ地下勞働ニ使用スルコトノ慣習カ現ニ行ハレ居ルモノトハ推定スルコトヲ得ススル規律ノ存在セサルハ屢々現在ノ事情カ之ヲ不必要ナラシムル場合モアリ更ニ現行法令中ニハ鉦山ニ於テ婦人ヲ地下勞働ニ使用スルコトハ明白且直接ニハ禁止セサルモ實際上之ヲ不可能ナラシムル効果ヲ有スルモノアリ尙又鉦山ニ於テ地下ニテ為サルヘキ多クノ作業ハ截切、重荷物ノ運搬又ハ移動、有毒ル塵埃ノ生スル場所ニ於ケル勞働等ノ如ク若干國ノ法令ニ於テ婦人ニ付禁止セラル、過激ナル種類ノ勞働ニ屬スルモノナルコトモアリ然レトモ事務局ハ法令中ニ見出し得サル場合ニ於テモ詳細事項ヲ直接各國政府ニ請求スルコトニ依リ資料ノ完成ニ努メタリ

以下各國法令ノ一部ヲ例示シ參考トセン

「アルゼンチン」、婦人ハ・・・(ロ)石切場ニ於テ又ハ地下労働ニ使用セラレサルヘシ」

「サウス、オーストラリア」、^(イ)「年齢ヲ問ハス一切ノ少女又ハ婦人ハ鉱山ニ於テ地下ニ使用セラレサルヘシ」

「オーストリア」、^(ロ)「年齢ヲ問ハス婦人労働者ハ地上ニ於テノミ使用セラレヘシ明白ニ妊娠ト認メラル婦人ハ輕易労働ニノミ使
セラルヘシ」

白耳義、「婦人ハ地下労働ニ使用セラレサルヘシ」

「ブラジル」、^(イ)「婦人ハ隧道、鉱山ノ地下、石切場ニ於ケル労働ニ使用セラレサルヘシ」

「英領コロンビヤ」炭坑法規、「年齢ヲ問ハス婦人又ハ少女ハ・・・鉱山ニ於テ使用セラレ又ハ鉱山ニ於テ使用セラルル為鉱山ニ居
ルコトヲ許容セラレサルヘシ・・・年齢ヲ問ハス婦人又ハ少女ハ炭坑ノ露天作業ニ使用セラレ又ハ使用セラルル為坑内ノ露天作業場又
ハ其ノ周圍ニ居ルコトヲ許容セラレサルヘシ・・・但シ右禁止ハ事務的労働ノ遂行又ハ炭坑ニ關聯セル旅館、下宿屋又ハ住居ニ於ケル
家庭的任務ノ遂行ニ服スル者ノ使用ヲ妨グルモノニ非ス」

英領「コロンビア」ノ金屬鉱山法規、「年齢ヲ問ハス婦人又ハ少女ハ・・・本法ノ適用ヲ受クル鉱山ニ於テ地下労働ニ使用セラレ又
ハ使用セラル、為居ルコトヲ許容セラレサルヘシ」

支那「婦人ハ地下ニ於テ使用セラレサルヘシ」(該法律ハ地下ニ使用セラル、者ノ數カ一時ニ五十名ヲ下ラサル鉱山ニ適用ス)「婦
人ハ輕易ナル坑外労働ヲ除キ使用セラレサルヘシ」(該法律ニハ鉱山ノ規律ヲ制限スル規定ハナシ)

仏蘭西、「少女及婦人ハ鉱山、露天作業場及石切場ニ於ケル地下労働ニ使用セラレサルヘシ」

獨逸、「婦人ハ前記ノ種類ノ設備(註)ニ於テハ地下ニ使用セラレサルヘシ地上ニ於テモ精選(篩分及淨洗)ヲ除キ捲揚ケ、運搬及
積卸ニ婦人労働者ヲ使用スルコトハ禁止セラレサルヘシ」(註、鉱山、塩山、鋳物ノ精選事業、地下坑及石切場)

英國、「年齢ヲ問ハス少女又ハ婦人ハ鉱山ニ於テ地下ニ使用セラルル為鉱山ニ居ルコトヲ許容セラレサルヘシ」

印度、一九二三年ノ鉱山法第二十九条ニ依リ總督ハ鉱山若ハ或ル種ノ鉱山ノ地下ニ又ハ其ノ生命、安全若ハ健康ニ對スル危險ヲ伴フ
如キ特殊ノ労働ニ婦人ヲ使用スルコトノ禁止、制限又ハ規律ヲ含ミ各種ノ目的ノ為規律ヲ設クル權限ヲ付与セラレタリ是等ノ權限ニ
依リ一九二九年三月七日產業労働省ハ鉱山ニ於ケル婦人ノ地下労働ヲ禁止スル規律ヲ包含スル布告ヲ發セリ

尙一九二九年六月一日施行セラレタル是等規律ニ依リ婦人ハ監督官ノ書面ニ依ル許可ヲ得ルニ非サレハ免除セラレタル鉱山ヲ除ク外

一切ノ鉦山ノ地下作業場ニ入ルカ又ハ留ルコトハ許容セラレス又印度政府ヨリ事務局ノ接受セシ通告ニ依レハ監督官長ハ婦人カ鉦山ノ地下ニ於テ労働スルコトヲ許容スル權限ヲ有シ居ラス而シテ上述ノ例外規定ハ實際ハ婦人医師、婦人監督又ハ婦人參觀者カ法令ニ依リ婦人ノ除外セラレ居ル地下作業場ニ入ルコトアルヘキ場合ノ為設ケラレ居ルモノナリ

又免除セラレタル鉦山即チ「ベンガル」、「ビハール」、「オリッサ」及中央諸州ニ於ケル炭坑並ニ「パンジャブ」ニ於ケル塩山ニ於テハ婦人ノ地下労働ノ禁止ハ十年ノ期間ニ亘リ漸進的段階ニ依リ實施セラルヘク仍テ一九三九年六月一日迄ニハ是等免除セラレタル鉦山ニ於テモ亦婦人ノ地下労働ノ慣行カ全廢セラレ一九二九年ヨリ適用ヲ受ケツツアル他ノ鉦山ト同様ノ規律ノ適用ヲ受クルニ至ルナラン而シテ此ノ過渡期ニ於テ免除セラレタル鉦山ノ地下ニ於テ使用セラルル婦人ノ數ハ關係鉦山ニ使用セラル、男子及女子労働者數ノ次掲百分率ヲ超過スルコトヲ得ス

年次(七月一日—六月三十日)

炭坑(百分率)

塩山(百分率)

一九三三年 — 一九三四年

一七

二四

地下ニ使用セラル、婦人労働者ノ漸進的減少ハ着集ニ且豫想率ヲ超ヘテ進行シツツアリ鉦山監督局ノ年報ニ依レハ一九二八年ニ於テ鉦山ノ地下ニ使用セラレタル婦人ノ數ハ三一、七八五名ニシテ一九二九年ニハ二四、〇八九名(全地下労働者ノ二十三%)、一九三〇年ニ於テハ一八、六八四名(全地下労働者ノ一五、五六%)、一九三一年ニ於テハ一六、八四一名(全地下労働者ノ一四%)ニ低下セリ又炭坑ノミニ關シテハ一九二八年、一九二九年、一九三〇年及一九三一年ノ數ハ夫々二八、四〇八名、二一、八八〇名、一八、二八七名及一六、六三二名ナリ

最近婦人ノ地下労働ノ廢止ヲ促進スル可能性ニ關シテ新ナル討論カ行ハレタリ一九三二年六月「カルカッタ」ニ開催セラレタル印度鉦山組合ノ會議ニ於テ大多數ノ出席組合員ハ婦人ノ地下労働ノ即時全廢ニ賛成投票セルカ右會議ニ次テ印度政府ハ「ビハール」及「オリッサ」ノ兩州ニ對シ關係使用者カ婦人ノ地下労働禁止ニ賛成セルモノノ如ク認メラル、ヲ以テ婦人ノ地下労働ハ近キ日附ヲ以テ例ハ一九三九年六月一日ニ全然禁止セラルヘキコトヲ勧告セリ

印度鉦山組合ノ委員會ハ此ノ点ニ關シ其ノ各組合員ニ諮問セシ後大多數ハ婦人ノ地下労働ヲ能フ限り近キ日附ヲ以テ禁止スルコトニ賛成ナル旨宣言セリ一組合ノ提案セシ日附ハ一九三三年一月一日ニシテ他ノ組合ノ提案セシハ一九三三年六月一日ナリ尙又労働ノ稀ナル雨期ノ方カ乾期ヨリモ一層速カニ爾後ノ調整ノ行ハルヘキコトカ指摘セラレタリ然レトモ漸進的廢止ノ制度ハ從來好成績ヲ収メ

來レルヲ以テ之ヲ理由トシテ該制度ヲ維持セントスル者モ少カラサリキトハ云ヘ從來規定セラレタル如ク一九三九年六月一日迄ニ一九三七年六月一日迄ニ婦人ノ地下労働ノ全廢ノ目的ヲ以テ措置ヲ促進スヘキコトヲ提案サレタリ

伊太利、「年齢ヲ問ハス女性ハ鉦山、石切場及採掘坑ニ於テ使用セラレサルヘシ」

日本

鉦夫勞役扶助規則ヲ改正スル一九二六年六月二十四日ノ内務省令(第十七号)

鉦夫勞役扶助規則ヲ改正スル一九二八年九月一日ノ内務省令(第三十号)

一九二八年ノ内務省令第三十号ニ依レハ「鉦業権者ハ：女子ヲシテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス鉦業権者ハ主トシテ薄層

ヲ採掘スル石炭坑ニ就業スル鉦夫ニ付鉦山監督局長ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得」トアリ(第十一條ノ二)

右ノ禁止規定カ實施セラル、日(一九三三年九月一日)迄ハ且右ノ日以後女子ヲシテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ許可セラル、

鉦山ニ於テハ女子ヲシテ坑内ニ於テ就業セシムルニハ鉦夫勞役扶助規則ノ他ノ規定ニ從フヘク右ノ中特ニ女子ニ關係アルモノハ左

ノ如シ

第六條ノ二ハ温度摂氏三十五度ヲ超ユル坑内ノ場所ニ於テ女子ヲシテ就業セシムルコトヲ禁シ居レリ

第十二條ニハ鉦業権者ハ女子ヲシテ左ニ掲クル業務(其ノアルモノハ坑内ニ於テ行ハル)ニ就カシムルコトヲ得スト規定セリ

一、原動機、電氣機械其ノ他ノ機械若ハ動力伝導裝置ノ危険ナル部分ノ運転中ニ於ケル掃除、注油、検査又ハ修理

二、機械又ハ動力伝導裝置ノ運転中ニ於ケル調帶若ハ調索ノ危険ナル方法ニ依ル取附又ハ取外

三、気缶ノ焚火、給水倉若ハ阻汽弁ノ開閉又ハ安全弁ノ取扱

四、發電機、電動機、發電機ノ抵抗器、變圧器又ハ「コットレル」集塵裝置ニ属スル整流機ノ取扱

五、高圧電線ノ接続

六、機械力ニ依リ運転スル捲揚機ノ取扱

七、運転中ノ車輛ノ連結又ハ分離

八、鉦物ノ掘採及岩石ノ掘鑿

九、爆發業ノ装填又ハ点火

十、支柱ノ取附又ハ取外

十一、製鍊作業ニ於テ熱灼若ハ溶解セル銹物又ハ銹滓ノ取扱

十二、有害ナル煙塵ノ堆積セル煙道又は煙突ノ掃除

十三、砒素、水銀、鉛若ハ亜鉛又ハ其ノ化合物其ノ他之ニ準スヘキ有害料品ノ粉塵、蒸汽又ハ瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務

十四、電解製鍊ヲ為ス場所ニ於ケル業務

十五、銹石、燃料其ノ他ヲ熔銹炉ニ装入スル業務

坑内労働ニ従事スル女子ノ實際ノ労働時間ハ第五条（一九二八年改正）ニ依リ一切ノ銹夫ニ付規定セラル、十時間ノ代リニ法律上九時間半ニ減セラル蓋シ第九条ハ女子ニ対シ一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ヘ十時間ヲ超ヘサルトキハ少クトモ三十分ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ設クヘキコトノ義務ヲ銹業権者ニ課シ居レハナリ

女子ノ夜間労働ハ第七条第一項ニ規定セラレ居リ右規定ニ依レハ女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ銹夫ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキハ銹山監督局長ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ拘ラス午後十一時迄就業セシムルコトヲ得

尚第十一条ニハ銹業権者ハ変災若ハ変災ノ虞アル為又ハ避クヘカラサル事由ニ依リ臨時必要アル場合ニ於テハ銹山監督局長ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限リ前記ノ第七条第一項及第二項ノ規定ニ拘ラス夜間労働ヲ延長スルコトヲ得ル旨規定ス

夜間労働ニ関スル第七条第一項及第二項ノ規定ハ一九三三年九月一日ヨリ実施セラレ從テ右規定ハ薄層炭山ニ使用セラルル女子ノミニ適用セラル

右ノ新规定ノ実施迄ハ坑内労働ニ従事スル女子ハ一九二六年ノ条文ニ依リ規定セラル、第七条ニ從フモノニシテ即チ女子ヲ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ就業セシムルノ禁止ハ銹夫ヲ二組以上ニ分チ就業セシムル場合ニハ適用セス

産前産後ノ使用ニ付テハ次ノ規定アリ即チ現在実施セラル、第十五条ハ妊婦ニ対シ出産前四週間ノ休業ヲ取ルコトヲ許容シ且出産後六週間ヲ経過セサル婦人ヲ就業セシムルコトヲ禁シ居リ但シ産後四週間ヲ経過セハ女子ヲシテ其ノ請求ニ基キ医師ノ支障ナシト認ムル業務ニ就クムルコトヲ得ル旨規定シ居レリ

第十六条ニハ生児ヲ哺育スル女子ハ一日二回各三十分迄其ノ生児ヲ哺育スヘキ時間ヲ求ムルコトヲ得ルコトヲ規定スルモ銹業権者坑内労働ニ従事スル女子ノ生児ノ保育ニ関シ必要ナル施設ヲ為シ銹山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ坑内労働ニ従事スル女子ニ哺育時間ヲ与ヘサルコトヲ得ル旨規定シ居レリ

一九三三年九月一日ニ女子ノ坑内作業ヲ制限スル規則カ實施セラル、迄ニ斯ル坑内作業ニ従事スル女子ノ数ハ左表ニ見ラルル如ク一
一九二八年九月一日ノ命令ヲ以テセル是等ノ規定ノ公布後ノ經過期間中ニ激減セリ

年 月	五十人以上ノ坑内労働者ヲ使用スル鉱山ノ数	坑内労働ニ従事スル女子ノ数
一九二八年 十月	一九八	三六、七五九
同 年十一月	二〇二	三六、六八二
一九二九年 七月	一二九	三二、五一〇
同 年十二月	一八三	二九、一七四
一九三〇年 一月	一八六	二八、三七一
同 年 六月	一八一	二三、八五四
同 年十二月	一八六	一六、五七九
一九三一年 一月	一六〇	一六、一七八
同 年 六月	一五〇	一〇、七五三
同 年十二月	一三六	八、一四七

猶餘期間中ニ於ケル傾向ハ地下労働ニ使用セラル、婦人ノ顯著ナル減少ヲ示セリ前述ノ如ク一九二八年省令公布ノ当時三萬人ナリ
シカ之ニ次ク數年間ニ除々ニ減少シ一九三三年改正法ノ實施セラレタル時六千人ニ減少セリ

五年ノ期間内ニ鉱夫一人頭生産率ハ大ニ増加セリ鉱夫ノ能率ノ増進ノミナラス石炭採取方法ニ於ケル進歩、機械ノ応用カ右増加ニ
与ツテ力アリタリ石炭ノ生産量ノ激増ノ結果トシテ鉱夫ノ收入ハ増加シ此ノ事實ニ依リテ鉱夫ノ家族ノ收入ニ甚大ナル累ヲ及ボス
コトナクシテ地下労働ニ服スル婦人鉱夫ノ數ヲ減少セシムルコト容易トナレリ

日本ニ於ケル炭坑ノ八十%ヲ占ムル大炭坑ニ於テハ事情右ノ如シ他ノ二十%ヲ占ムル概シテ小炭坑ニ関シテハ該省令ノ適用ニ於テ
若干ノ困難ヲ惹起セリ小資本ニヨリテ經營セラル、是等小鉱山ハ薄層又ハ少量ノ殘炭等ノ為条件カ不利ニシテ加フルニ經濟的不況
ノ為婦人ノ地下労働禁止ニ是非トモ必要ナル石炭採取方法ノ改善ハ尙一層困難トナレリ仍テ一九二八年改正法ノ公布セラレシ時薄

層鉱山ニ関スル限りニ於テハ例外カ許容セラレタリサレト例外適用ノ標準ヲ決定スルコト困難ナルニ依リ石炭ノ埋蔵量ノ僅少ナル小
鉱山ニ対スル適用ニ関シテハ例外ハ規定サレ居ラサリキ一九三二年中九州ニ於ケル若干ノ鉱山ハ婦人ノ地下労働ノ禁止ノ適用ヲ延期
スルコトヲ關係当局ニ申請セリ該地方ノ実情ヲ調査シタル結果該禁止ヲ即刻実施スルトキハ重大ナル事態ヲ惹起スヘキコト明白トナ
リシ為夜業ノ禁止ノ実施セラル、限リハ小鉱山ニシテ其ノ石炭ノ埋蔵量カ僅少ナル為合理化ノ適用カ技術的又ハ經濟的見地ヨリ困難
ト認メラル、モノニ関シテハ例外ヲ許容スルコト、ナレリ

右ハ鉱夫勞役扶助規則ノ特例ニ関スル一九三三年六月五日附ノ内務省令第十六号ニ依リ行ハレタリ小鉱山ニ関シテハ二年間地下労働
ニ使用シ得ヘキ婦人ノ最大限ノ人数カ其ノ実情調査ノ上決定セラレ且其ノ認可カ与ヘラレタリ一九三三年九月一日ノ地下労働ニ於ケル
婦人鉱夫ノ實際ノ数ハ五、五一六名ニシテ主トシテ薄層ナルカ又ハ殘炭ノ採取ヲナス鉱山ニ使用スルコトヲ公認セラレタル最大限ノ数ナリ
「スペイン」、種類ヲ問ハス地下労働ニ婦人ヲ使用スルコトハ之ヲ禁ス」

土耳其、婦人ノ地下労働ヲ明白ニ禁止スル現行法令ハ存セサルモ現在作成中ナル労働法典ノ第三十条ハ鉱山及石切場ニ於テ婦人ヲ地
下ニ使用スルコトヲ禁止シ居レリ

第二節 鉱山ノ定義

鉱山ニ於ケル婦人ノ地下労働ヲ禁止スル前述ノ各国法規ハ常ニ必スシモ正確ナル鉱山ノ定義ヲ掲ケ居ルモノニ非ス實際上定義ヲ掲ケ
ルコトハ稀ニシテ且特ニ鉱山ニ關係スル法令ニ於ケル外ハ殆ト見出し得ス中ニハ「オーストラリヤ」、英國其他ノ国ニ於ケルカ如ク
右定義カ記載サレ居ルモノアレト是等定義ハ毫モ劃一的ナルモノニハ非スシテ事實上多種多樣ナリ何トナレハ其ノ目的ハ鉱山ナル字
句ノ論理的定義ヲ下スニ非スシテ是等定義ヲ包含スル法令ノ範圍ヲ限定スルニ存スルヲ以テナリ斯クシテ是等定義ノ形式ハ各国ノ多
数ノ要素ニ依存スルヲ以テ之ヲ悉ク詳細ニ掲クルコトハ不可能ナリ是等定義中最モ嚴密ナルモノハ「ベルギト」法令中ノ定義ニシテ
右ハ鉱山ト其他ノ採取業（露天作業場及石切場）トヲ明白ニ區別シ居リ一九一九年九月ノ勅令ニ依レハ鉱山ノ定義ハ次ノ如シ
一、一 地下又ハ地表ニ横ハル鉱物又ハ化石物ノ鉱床ハ之カ作業ニ関スル本規律ニ於テハ鉱山、露天作業場及石切場ノ三種類ニ區別
セラルヘシ

二、一 鉱山ト称スルハ脈、層又ハ集塊ヲ成シテ金、銀、「ブラチナ」、水銀、鉛、鉄、銅、錫、亜鉛、「カラミン」、蒼鉛、「コ
バルト」、砒素、「マンガン」、「アンチモニー」、「モリブデン」、黒鉛又ハ其他ノ金屬、硫黃、硬炭及褐炭、化石材、瀝青、

明礬並ニ硫酸塩鐵ヲ包含スルコトノ認メルモノヲ云フ

三、一 露天作業場トハ沖積鉄鉱床、硫酸鉄ノ採取ニ適セル黄鉄鉱土、「アルミニウム」土類及泥炭ヲ包含スヘシ

四、一 石切場トハ地上ニ於テ採取セラル、ト地下坑道ニ於テ採取セラル、トヲ問ハス「スレート」、砂岩、建築用其他ノ石材、大理石、花崗岩、石灰岩、石膏、火山灰、火山土、玄武岩、熔岩、泥灰岩、白亜、砂、礫石、粘土、高嶺土、硅藻土、陶土、土質物並ニ凡ユル種類ノ円石及礫、肥料トシテ使用セラル、黄鉄鉱土ヲ包含スルモノタルヘシ」

之ニ反シテ他ノ定義ハ鉱山ナル字句ノ下ニ一切ノ種類ノ採取業ヲ包含セシムスル定義ノ例トシテ南アフリカノ鉱山及工場法第十二号ニ包含セラレタル定義ヲ引用センニ左ノ如シ

「鉱山ト称スルハ放置セラレ居ルト實際ニ地表ニ於テ、地表ヨリ下方ヘ又ハ地下ニ於テ探掘セラレ居ルトヲ問ハス鉱物ノ探查又ハ採取及鉱床ノ探掘ノ為ノ一切ノ坑竝ニ開鑿、発掘、浚塹又ハ水利探鉱法ニ依ル金属、鉱物又ハ宝石ノ探查又ハ採取ノ為ノ地上及地下ニ於ケル坑ニ附属スル一切ノ建物、土地、築造物及設備ヲ意味シ且包含ス

英語ニテ起草セラレタル鉱山法ニ於テハ鉱山 (mine) ナル名詞ノ定義ハ其ノ動詞「採取スルコト」 (to mine or mining) ノ定義ニヨツテ完全ニ為サルモノ多シ是等場合ニ於テハ鉱山ハ採取 (mining) ナル字句ニ依ツテ包括サルル作業ノ行ハル場所ト定義セラル

上ニ列挙セル法文中ニハ鉱山ナル字句ノ形式的定義ヲ下スコトニ依ツテ鉱山法ノ範圍ヲ決定スル代リニ關係法令ノ適用範圍ヲ例ハ他ノ法例トノ關係ニ於テ大体正確ニ限定スルニ止ルノミナルモノカ若干アリ斯クシテ英國ノ二鉱山法即チ炭坑法令及金属鉱山法ハ相互ノ間ニ一切ノ種類ノ鉱山ヲ包含シ居リ炭坑法ハ石炭ノ鉱山、成層鉄鉱ノ鉱山、頁岩ノ鉱山及耐火粘土ノ鉱山ニ適用セラレ (第一條) 金属鉱山法ハ炭坑法ノ適用ヲ受クル鉱山以外ノ一切ノ種類ノ鉱山ヲ包含ス (第三條) 仍テ此場合ニ鉱山ナル字句ノ一般の意義ノ正確ナル定義ナシ

最後ニ法文中ニハ鉱山ノ特殊定義ヲ与ヘスシテ当該法ノ適用ヲ採取業ニ属スル各種ノ特殊部門ニ及ホスモノアリ鉱山ニ於ケル労働時間ニ關スル一九一〇年十二月「スペイン」法ハ此ノ種ノ適例ニシテ則チ左ノ如シ

一、本法ノ規定ハ左記ニ適用スヘシ即チ鉱物ノ採取ニ於テ直接必要ナル作業即チ地上タルト地下タルトヲ問ハス堅坑、坑道及其他ノ場所ニ於ケル鉱石ノ切截、鉱山ノ安全及衛生ノ為ニスル排水作業、鉱山ノ内部ニ於ケル作業及人、鉱物、残屑及材料ノ運送ニ於ケ

ル機械ノ使用並ニ飲物ノ採取ト直接關係アル一切ノ作業

本法ノ規定ハ又雜草取払事業、石切場又ハ地上タルト地下タルトヲ問ハス建築材料ヲ採取スル事業、海塩工場及岩塩工場竝ニ地下飲物及医療液ノ採取ニ適用ス

本法ノ規定ハ飲山外ノ事務所及作業場ニ於ケル労働ニシテ他ノ工業ニ於テ行ハル、モノニ類似セルモノ（仮令該労働カ飲山ノ為ニ行ハルトモ）竝ニ機械の方法ニ依ル飲物質物ノ製造場ニ於ケル労働及選鉱作業ニ適用セス

是等ノ字句ニヨリテ明示サレタル法令ノ適用範圍ノ限定ハ飲山夫レ自体ノミナラス該法令ノ適用ヲ受クル各種ノ採取事業ヲ同一視スルヨリハ寧ロ區別スル傾向アリ

第二章 結 論

飲山ニ於ケル婦人ノ地下労働ハ國際労働機關ノ「ヨーロッパ」締盟國、「オーストラリヤ」及北「アメリカ」ニ於テハ現在之カ事實ヲ認メラレスト言フヲ得又婦人ノ地下労働ヲ禁止スル若干ノ法令カ近年「アメリカ」、「アフリカ」及「アジア」ニ於テ公布セラレタルカ又飲山ニ於テ婦人カ未タ地下ニ於テ使用セラレ居ルコトノ認メラル、少數ノ地域ニ於テモ其ノ慣行ハ急速ニ消滅シテ、アルコトヲ察知シ得而シテ法令ノ領域ニ於テハ「ブラジル」、「エクアドル」、「メキシコ」、「ペルー」、「エジプト」、印度、日本、「ニューギニア」、馬來聯邦其ノ他七ヶ國ニ於テ過去五年間ニ法律ニ依リ禁セラレタリ他面此ノ種ノ労働ノ機滅ヲ目指ス運動カ同時ニ亘ツテ頗ル顯著ニアラハレタリ締盟諸國ノ中ニ於テ「インド」ハ飲山ニ於ケル婦人労働者ノ使用ノ極メテ盛ナル國ノ一ナリ然レトモ一九二九年ニ公布セラレタル法令ハ一九三九年ニ全廢スルノ目的ヲ以テ前述ノ段階ニ於テ適用セラレ居レルカ該法令ハ規定以上ニ急速ニ適用セラレツ、アリ蓋シ該法令ハ一九三二年六月三十日迄ハ炭坑ニ於テ地下ニ使用セラルル婦人ノ數ハ斯ル労働ニ從事スル労働者總數ノ二十三%及塩山ニ於テハ三十二%タケ公認シ居レルニ一九三一年年末ニ飲山ニ於テ地下ニ使用セラレ居リタル婦人ノ數ハ斯ル労働ニ從事スル労働者總數ノ十四%ニ過キサレハナリ

日本ニ於テハ比較の最近迄婦人労働者ハ相當使用セラレ居リシモ此ノ慣行ハ既ニ公布セラレタル法令ノ影響ニ依リ同様に終熄シツ、アリ一九二八年十月ニ於テハ地下ニ使用セラル、婦人労働者ノ總數ハ三六、七五九名ナリシモ一九三一年十二月（該禁止ノ実施ニ先ツコト二十一ヶ月）ニ於テハ總數ハ、一四七名ニ低下シ其ノ減少ノ顯著ナルコト言フ俟タス印刷物ニ依リ發表セラレタル暫定數字ニ依レハ現在地下労働ニ使用セラレ居ル婦人労働者ハ六千名以下ナルコトハ相當信スヘキ根拠アリサレト嚴密ニ云ハハ一九三三年九月

施行セラレタル規律ハ鉾山ニ於ケル婦人ノ地下労働ヲ全禁スルモノニ非ラサルコトヲ注意スヘシ鉾脈ノ一般ニ薄キ鉾山ニ於テ婦人ヲ使用スルコトハ依然可能ナリ

若干ノ法文中特ニ仏蘭西語ニテ起草セラレタル法令ニ於テ使用セラル、用語ニ依レハ鉾山ハ極メテ制限ナル意味ヲ有スルモノノ如シ「ベルギー」ノ法令ハ鉾山、露天作業場及石切場ノ用語ノ極メテ精密周到ナル定義ヲ下シ是等三種ノ作業場ヲ峻別シ居レリ仏蘭西ノ労働法典ハ鉾山ナル字句ノ定義ヲ下シ居ラサルモ鉾山、露天作業場及石切場ニ於ケル地下労働ニ婦人ヲ使用スルコトヲ禁止シ居リ之ニ依リテ仏蘭西立法ニ於テハ石切場又ハ露天作業場ハ鉾山ニ非ラサルコトヲ明示セリ之ニ反シテ英語ニテ起草セラレタル特ニ「カナダ」及「オーストラリア」ノ法令ニ於ケル多クノ法文ハ岩石ノミナラス礫砂、粘土等ヲ含メ一切ノ種類ノ金属及鉾物ノ採取ノ為ノ作業場ヲ包含スル鉾山ノ定義ヲ下シ居レリ

前記ノ各国法令中ニハ鉾山ニ於ケル地下労働禁止ノ範圍ヲ適用ヲ受クル者ニ關聯シテ限定セルモノアリ而シテ先ツ年齡ヲ根拠トシテ考フレハ法令中ニハ婦人ナル字句ヲ用ヒ之ニ依ツテ其ノ年齡ヲ問ハス一切ノ女性ヲ包含スルコトヲ意味スルモノアリ又一方ニハ一切ノ年齡ノ婦人ナル字句ヲ用ヒテ尙一層之ヲ明瞭ナラシメ居ルモノアリ

適用範圍ハ又往々ニシテ職業上ノ種類ノ字句ニ依リ限定セラレ居リ若干ノ法文中ニハ鉾山ニ於ケル地下労働ノ禁止ヲ婦人労働者ニ制限スルモノアリ婦人労働者ナル字句ハ「ドイツ」法令ニ使用セラレ又之ト同意語ハ「オーストリア」ノ法令ニ使用セラレ居レリ「ルクセンブルグ」ニ於テ發布セラレシ鉾山、露天作業場及石切場ノ採掘ニ關スル一九三〇年ノ命令ハ労働者トシテ婦人ヲ使用スルコトヲ禁止セリ又鉾山ニ於テ一般ニ婦人ヲ使用スルコトヲ禁止スル法令中ニハ特定ノ職務ニ付例外ヲ設クルモノアリ斯ル例外ハ婦人ニシテ其ノ特殊労働力單ニ地上ニ於テノミ行ハル、コト明白ナル種類ノ者ノ為設ケラレタリ例ヘハ英領「コロンビヤ」ノ「カナダ」州ノ炭坑法ニ於テハ炭坑ノ地表作業場又ハ其ノ周圍ニ於ケル婦人ノ使用ノ禁止ニハ以下ノ如ク附言セリ

「但シ當該禁止ハ事務的労働ノ遂行又ハ炭坑ニ關聯セル旅館、下宿屋若ハ住居ニ於ケル家庭的労働ノ遂行ニ從事スル者ノ使用ヲ妨クルモノニ非ス」

サレト最近ノ二法令ハ特定ノ婦人技術労働者カ鉾山ノ地下部ニ規則的ニカ又ハ隨時赴クコトヲ直接意味スルカ又ハ意味スルモノト思考セラル、例外ヲ設ケタリ

之等規定ノ一ハ婦人ノ地下労働ヲ禁止スル一九二九年ノ印度ノ規則ナリ印度政府ニ依ル事務局宛ノ説明の通牒ニ依レハ婦人カ鉾山ノ

坑内ニ入ルコトヲ公認スル權限ヲ鉦山監督官長ニ与フル当該規定ハ例ヘハ女医又ハ婦人監督カ地下作業場ヲ廻診又ハ巡察ヲ為スヲ許容スル目的ニ出テタルモノナリ印度政府ハ其他ノ専門家ノ種類ヲ一一名目ヲ挙ケテ列挙シ居ラサルモ本規定ニ依レハ婦人技師又ハ看護婦ハ其ノ職務遂行上鉦山ノ坑内ニ入ルコトヲ許容セラル、モノノ如シ

第二ノ例ハ婦人ノ地下労働ノ禁止ニ対シテ若干ノ例外ヲ設クルコトヲ許容スル新条文カ坑外労働ニ付テノミ例外ヲ許容セル從來ノ条文ニ代リテ法令中ニ挿入セラレタル点ニ於テ特異ナルモノナリ其ノ例ハ一九三〇年ノ「オンタリオ」州ノ鉦山法ニシテ同法ニハ「少女又ハ婦人ハ技術的、事務的又ハ家庭の労働ニ於ケル外ハ鉦山又ハ其ノ周囲ニ於テ使用セラレサルヘシ」ト規定シ居レリ技術的労働ニ関スル言及ハ隨時鉦山ノ地下作業場ニ赴クコトヲ要求セラル、女医、婦人技師又ハ看護婦ノ職務ノ遂行ニ適用シ得ヘシ

第三款 諮問事項草案

國際労働事務局ハ一切ノ種類ノ鉦山ニ於ケル婦人ノ地下労働問題ニ関シ各国政府ニ發スヘキ質問書ノ基礎タル諮問事項ノ草案ヲ作成シ之ヲ準備報告書ノ末尾ニ掲ケタルカ其ノ全文左ノ如シ

序 問

一切ノ種類ノ鉦山ニ於ケル地下労働ニ婦人ヲ使用スルコトヲ禁止スル國際規律ノ可否

國際規律ノ形式

勧告ヨリモ寧ロ条約案

規律ノ範圍

(イ) 鉦山ニ付

或ル種ノ採取事業ヲ包含セシムル為ノ「鉦山」ノ定義、何レノ事業ヲ包含セシムヘキヤ

(ロ) 人ニ付

(1) 或ル特別ノ種類ノ者ヲ除キ一切ノ女性トスルコト、然リトセハ何レノ種類ノ者ヲ除クヘキヤ又ハ

(ii) 「婦人労働者」トスルコト

(ハ) 領域ニ付

國際規律ノ中ニ植民地ニ對スル之カ適用及平和条約第四二一条ノ適用方法ニ関スル特別条項ヲ挿入スルコト

第四款 審議ノ經過

總會ハ六月五日ノ第四次會議ニ於テ本問題ヲ審議セシムル爲二十一名ヨリ成ル委員會ヲ設置スヘキコトヲ決定シ且其ノ委員ヲ任命スルト共ニ委員會ヲシテ事務局作成ノ「諮問事項」ヲ討議ノ基礎トシテ本問題ノ審議ヲ爲サシムルコトヲ決定セリ

委員會ニ於テハ三回ノ會議ヲ重ネ事務局作成ノ諮問事項ノ各項ニ付審議シタルカ一ノ修正案モ提出セラレスシテ原案ハ其ノ儘可決セラレタリ

右委員會ノ討議中特ニ注目スヘキ点ハ「規律ノ範圍」中ノ「或ル特別ノ種類ノ者ヲ除キ」ナル点ニ付労働者側代表カ例外ナク一切ノ種類ノ婦人ヲ包含セシメサリシハ遺憾ナルモ事務局案ノ形式ニ於テ各国政府ニ諮問スルコトニ賛成スヘシ蓋シ今年ハ問題ノ内容ニ關シ意見ヲ述フル要ナケレハナリ但シ来年ノ第二回討議ニ於テ禁止ノ制限ニ反対スル權利ヲ留保スト述ヘタルコトナリトス

總會ハ六月十八日ノ第十五次會議ニ於テ右委員會ノ報告ヲ審議シタルカ仏蘭西労働者側顧問「シユヅナール」氏カ労働者団ハ歛山ニ於ケル婦人ノ労働ハ非人道的ニシテ単ニ此ノ理由ノ爲ノミ此ノ特別ノ場合ニ於テ婦人ノ労働ハ制限セラルヘキモノト認ム換言スレハ婦人ノ労働ハ世界到ル処ニ労働シ居ル幾百万ノ婦人存スルノ事実ニ鑑ミ絶對的且無制限ナランコトヲ希望スルモノナリト述ヘタルノミニテ直チニ委員會作成ノ結論案ノ審議ニ入り結局右結論案ハ八十三票對零ヲ以テ採択セラレ次テ本問題ヲ明年ノ總會ノ議題ニ上程スル件ニ付テハ九十二票對零ヲ以テ可決セラレタリ

第二節 委員會

第一款 委員會ノ經過

本委員會ハ六月六日第一次會議ヲ開催シ役員ノ選舉ヲ行ヒタル処和蘭政府側顧問「ステムベルグ」女史委員長ニ、印度使用者側代表「ラルバイ」氏及仏蘭西労働者側顧問「シユヅナール」氏副委員長ニ及印度政府側顧問「サラバヤン」夫人報告委員ニ夫々選任セラレタリ

次テ六月十二日第二次會議ヲ開催シ諮問事項ノ逐次審議ニ入レリ

序問 一切ノ種類ノ歛山ニ於ケル地下労働ニ婦人ヲ使用スルコトヲ禁スル國際規律ノ可否

此ノ点ニ付テハ「ノールウエー」政府代表ト印度政府代表トカ各国ニ於テ斯ル雇傭ヲ禁止スルタメニ國際條約ヲ設ケントスルコトニ

賛意ヲ表スト述ヘ労働者側モ使用者側ト同シク序間ノ採択ヲ支持セリ

印度ノ使用者代表ハコノ問題ニ付キ国際規律ヲ設クル必專性ニツキ疑問ヲ述ヘテ地下労働ニ従事スル婦人ハ印度ト日本ニ残存シ居ルニ過キス而シテコレ等ノ国ニ於テモ近キ将来ニソノ使用ヲ漸次禁止セントスル法律カ實施セラレ居レリサレトコノ問題ニツキ各国政府カ協議セムトスル提案ニ別ニ反対セントスルモノニハ非スト述ヘタリ

序間ハ四十五票對零ニテ可決セラレタリ

国際規律ノ形式

此ノ点ニ付テハ労働者側カ特ニ条約案ニスルコトノ希望ヲ述ヘタルノミニテ事務局草案ハ四十七票對零ニテ可決セラレタリ
規律ノ範圍

此ノ点ニツキ事務局案ハ三部ニ分レ居リ第一ハ左ノ如シ

(イ) 鉱山ニ付

或ル種ノ採取事業ヲ包含セシムル為メ「鉱山」ノ定義

何レノ事業ヲ包含セシムヘキヤ

此ノ点ニツキテハ何等ノ討論ナク四十七票對零ニテ原案通り可決セラレタリ
事務局草案ノ第二ハ左ノ如シ

(ロ) 人ニ付

(1) 或ル特別ノ種類ノ者ヲ除キ一切ノ女性トスルコト

然リトセハ何レノ種類ノ者ヲ除クヘキヤ

又ハ

(ii) 「婦人労働者」トスルコト

労働者側ハ前記ノ点ニ就テハ總テノ種類ノ女性ヲ例外ナク含ミテ取扱ハレサルハ遺憾ナルカ本委員会ハ本問題ノ内容ニ就キテ意見ヲ述フルコトヲ要求サレ居ラサルヲ以テ事務局草案ニ賛成ナル旨述ヘ「西班牙」及「ノールウェー」ノ政府代表ハコノ点ニ付キ女性ノ工場監督官、医者、技師等カ或ル場合ニ地下ノ坑道ニ赴クコトヲ許スハ必要ナリヤヲ各国政府ニ諮問スルコト肝要ナリト強調セリ英

国ノ使用者代表ハ(ロ)兩者ヲソノ儘各国政府ニ諮問スルコトハ如何ナル種類ノモノカ禁止ノ部類ニ入り又如何ナル種類ノモノカ入ラサルカニ付各国政府ノ意見ヲ明瞭ニスル最モ適セル方法ト考ヘラルト述ヘタリ斯クテ本点ハ四十七票對零ニテ原案通り可決セラレタリ

事務局草案ノ第三ハ左ノ如シ

(イ) 領域ニ付

國際規律ノ中ニ植民地ニ對スル之カ適用及平和條約第四二一条ノ適用方法ニ因スル特別條項ヲ挿入スルコト

委員長ハ平和條約第四二一条原文ヲ朗誦セルカコノ点ニ付キテハ何等ノ議論モナク四十七票對零ニテ原案通り可決セラレタリ
最後ニ事務局草案全部ヲ票決ニ付セシニ四十二票對零ニテ可決セラレタリ

第二款 委員會ニ於テ決定セラレタル諸点

委員會ニ於テ決定セラレタル諸点ハ其ノ儘總會ニ於テ採択セラレタルヲ以テ茲ニハ之カ掲載ヲ省略スヘシ

第三節 總會

第一款 總會ノ經過

總會ハ六月十八日午後ノ第十五次會議ニ於テ本問題ニ關スル委員會ノ報告ヲ審議シタルカ先ツ報告委員「スバヤン」夫人ヨリ委員會ニ於テハ各項トモ異議ナク可決セラレタルコトヲ述ヘ次テ本邦勞働者代表菊川忠雄氏ハ「日本勞働者代表ノ資格ニ於テ余ハ本問題ニ特ニ關係深キヲ感スソハ事務局報告中ニモアル如ク日本勞働者代表松岡氏カ第十二回總會ニ於テ國際勞働理事會ニ對シ本問題ヲ近キ總會ノ議題トシテ上程セラレンコトヲ慫慂セル決議ヲ提出シタレハナリ日本勞働者ハ本問題カ本年ノ會議ノ議題トナスコトヲ理事會ニヨリ決定セラレシコトニ満足ノ意ヲ表明シ得ルヲ喜ブモノナリ本問題ハ實際上重要ナルモノナルヲ以テ本總會ニ於テ異議ナク採

扱セラレンコトヲ望ム」ト述ヘ仏蘭西労働者側顧問「シユヴナール」夫人ハ婦人労働者ノ立場ヨリ見ルニ男子労働者ト區別セラル、コトハ一般的ニハ欲セサルモ唯タ鉱山労働ハ婦人ニハ非人道的ナレハ反対ニシテ本案ノ可決セラレンコトヲ望ムト述ヘタリ

以上ノ外ニハ別ニ発言者ナカリシ為逐項審議ニ移リタルカ序間、國際規律ノ形式、規律ノ範圍ニ就キ別ニ意見ヲ述フル者モナク仍テ諮問事項ヲ全体トシテ表決ニ付セル処八十三票對零ニテ可決セラレタリ次テ議長ハ本件ヲ來年ノ總會ノ議題ト為スコキヤヲ氏名点呼ニ依ル表決ニ付セル処九十二票對零ニテ可決セラレタリ

(本邦代表ニ関シテハ政府側、使用者側及労働者側代表ハ何レモ賛成投票ヲ為セリ)

序 問

第二款 總會ニ於テ採扱セラレタル諸点

一切ノ種類ノ鉱山ニ於ケル地下労働ニ婦人ヲ使用スルコトヲ禁止スル國際規律ノ可否

(一) 國際規律ノ形式

勧告ヨリモ寧ロ条約案

(二) 規律ノ範圍

(イ) 鉱山ニ付

或ル種ノ採取事業ヲ包含セシムル為ノ「鉱山」ノ定義

何レノ事業ヲ包含セシムヘキヤ

(ロ) 人ニ付

(1) 或ル特別ノ種類ノ者ヲ除キ一切ノ女性トスルコト

然リトセハ何レノ種類ノ者ヲ除クヘキヤ

又ハ

(ii) 「婦人労働者」トスルコト

(i) 領域ニ付

国際規律ノ中ニ植民地ニ対スル之カ適用及平和条約第四二一条ノ適用方法ニ関スル特別条項ヲ挿入スルコト

三、第十九回国際労働總會報告書抜粹

註 昭和十一年三月、内務省社会局から発刊された第十九回国際労働總會報告書に拠る。

一切ノ種類ノ鉱山ニ於ケル婦人ノ地下労働ニ関スル問題

第一節 総 説

第一款 序 説

一切ノ種類ノ鉱山ニ於ケル婦人ノ地下労働ニ関スル問題ハ裏ニ第十八回労働總會ニ於テ第一次討議ヲ為シタルモノニシテ本總會ニ於テハ其ノ第二次討議ヲ為シ之ニ付テ最終決定ヲ為スヘキモノナリ

之レヨリ先キ国際労働事務局ハ第十八回總會ニ対シ本問題ニ関スル各国ノ法規及之カ実施状況ヲ記述セル準備報告書ヲ作成シ右報告書中ニ各国政府ニ宛テ発スヘキ質問書ノ要点タル「諮問事項」ヲ載セタルカ第十八回總會ハ本問題ヲ審議セシムル為二十一名ヨリ成ル委員會ヲ設置シ該委員會ハ三回ノ會議ヲ重ネ事務局作成ノ準備報告書ノ「諮問事項」ノ各項ニ付審議シタルカ一ノ修正案ヲ提出セラレスシテ原案通り可決シ之ヲ總會ニ報告セリ

而シテ總會ニ於テハ委員會作成ノ結論案ノ審議ニ入り結局右結論案ハ八十三票對零ヲ以テ採択セラレ次テ本問題ヲ第十九回總會ノ議題ニ上程スル件ニ付テハ九十二票對零ヲ以テ可決セラレ該總會ニ於テ最終討議ヲ行フヘキコトヲ決定シタリ

茲ニ於テ国際労働事務局ハ總會ノ決定シタル諸点ヲ基礎トシテ質問書ヲ作成シタル上之ヲ各国政府ニ宛發送シ之カ回答ヲ求メ各国政府ノ回答ヲ比較検討シテ一ノ最終報告書ヲ作成シ之ニ各国政府ノ回答ヲ基礎トシテ作成シタル一条約案ノ草案ヲ載セテ之ヲ第十九回總會ニ提出シタリ

第二款 質問書及回答

第一、質問 書

第十八回總會ニ於テ決定セル諸点ニ基キ国際労働事務局カ作成シ且各国政府宛發送シタル質問書左ノ如シ

質問書

豫備的問題

一、國際労働總會ハ一切ノ種類ノ鉱山ニ於ケル婦人ノ地下労働ヲ禁止スル國際規律ヲ採択スヘキコト望マシト考ヘラルルヤ

國際規律ノ形式

二、國際規律ハ勸告ヨリモ條約案ノ形式ヲ採ルヘキヤ

規律ノ適用範圍

(1) 鉱山ニ關スル適用範圍

三、「鉱山」ナル語ヲ國際規律中ニ定義スヘキヤ

四、定義ヲ包含ストセハ何レノ種類ノ採掘事業ヲ定義ニ依リ包含セシムヘキヤ

(II) 人ニ關スル適用範圍

五、國際規律ハ左記ニ適用スヘキモノト考ヘラルルヤ

(イ) 或ル特種ノ者ヲ除外スルコトトシテ女性タル一切ノ者ニ対シ又ハ

(ロ) 「婦人労働者」ニ対シ

六、採用セラルル基礎カ第五問(イ)ニ指示セラルルモノタルヘシトセハ如何ナル特種ノ者ヲ除外スヘキヤ

七、採用セラルル基礎カ第五問(ロ)ニ指示セラルルモノタルヘシトセハ

(イ) 如何ナル種類ノ者カ「婦人労働者」ナル語ニ依リ包含セラレ如何ナル種類ノ者(若シアラハ)カ除外セラルヘシト考ヘラ

ルヤ

(ロ) 「婦人労働者」ナル語ハ充分ナル定義ト考ヘラルルヤ

若シ然ラストセハ如何ナル定義ヲ提案セラルルヤ

殖民地其他ニ対スル適用

八、國際規律ハ殖民地ニ対スル適用及平和條約第四百二十一条ヲ適用スル方法ニ關スル特殊條項ヲ包含スヘシト考ヘラルルヤ

九、第八問ニ対スル回答カ肯定的ナルトキハ右條項ハ強制労働ニ關スル條約第二十六條ノ方針ニ従フヲ可トスト考ヘラルルヤ

右質問書ニ対スル回答ハ各国政府ヨリ国際労働事務局宛テ送付アリタルカ事務局ニ於テハ各国政府ノ回答ヲ纏メ之カ要領ヲ綜合シ之ニ基キテ各国政府ノ大多数ノ意見ト目スル処ヲ捉ヘ条約案ノ草案ヲ作成シ之ヲ最終報告書(所謂青本報告書)ノ末尾ニ掲載シテ本總會ニ提出セリ

右最終報告書ハ三章ニ分レ第一章ニ於テハ各国政府ノ回答ノ全文ヲ載録シ第二章ニ於テハ質問書ノ各事項毎ニ各国政府ノ意見ヲ解剖綜合シ第三章ニ於テハ之レヨリ抽出シタル結論及之ニ基キテ事務局ニ於テ作成シタル条約案ノ草案ヲ掲ケタリ

今各国政府ノ回答ノ要領ヲ右報告書ニ依リ見ルニ左ノ如シ

一、国際規律ノ可否(質問第一)

總會カ一切ノ鉱山ニ於ケル婦人ノ地下労働ヲ禁止スル国際規律ヲ採択スヘキコトヲ回答シ又ハ質問書ニ対シ所見ヲ述ヘタル諸政府間ニハ事實上意見ノ合致アリタリ

加奈陀ノ「プリンス、エドワード、アイランド」洲、「イラク」及「リスアニア」ノ三政府ハ其ノ領域内ニハ鉱業ナキヲ以テ本問題ニ対シ一定ノ見解ヲ表明スルコトヲ差控ヘタルモ總會ニ依リ規律ノ採択セラルルコトニ付テハ之等ノ政府モ何等反対ヲ為ササリキ他ノ十個國ノ政府ハ質問書ニ対シ詳細ニハ回答セサリシモ或ハ明白ニ規律ノ採択ニ賛成ナル旨ヲ声明シ或ハ自國ニ於ケル現在ノ法律又ハ慣行ニ言及スルコトニ依リ明白ニ鉱山ニ於ケル婦人ノ地下労働ヲ禁止スルコトニハ賛成スル処ナリト指摘セリ此ノ部類ニ屬スル政府ハ左ノ如シ

濠洲、勃牙利、加奈陀(「アルバータ」、英領「コロンビヤ」、
「ニューブルンスウイツク」及「オンタリオ」ノ各州) 丁抹、日
本、「ニュー、ジーランド」及南阿聯邦

質問書ニ対シ詳細ニ回答シタル二十二箇國ノ政府間ニハ本問題ニ關スル国際規律ノ採択ニ賛成ナルコトニ完全ナル意見ノ合致ヲ見タリ此ノ部類ニ屬スル政府ハ左ノ如シ

白耳義、「ブラジル」、加奈陀(「マニトバ」、
「ケベック」及「サスカッチワン」ノ各州)、智利、支那、「エストニア」、芬
蘭、仏蘭西、英吉利、印度、愛蘭自由國、伊太利、「ルクセンブルグ」、和蘭、諾威、波蘭、西班牙、瑞典、瑞西及「ユーゴースラ
ヴィア」

二、国際規律ノ形式(条約案カ勸告カ) (質問第二)

質問書ニ対シ詳細ナル回答ヲ發シタル前記ノ二十二箇國ノ政府ハ唯タ加奈陀ノ「マニトバ」州ヲ除キ何レモ勸告ヨリハ条約案採択ニ

賛成セリ之ニ加フルニ質問書ニ対シ詳細ニ回答セサリシ「ニュー、ジーランド」及南阿聯邦ノ兩政府ハ其ノ一般的所見ニ於テ条約案ノ採択ヲ企図スルモノナルコトヲ表明セリ

三、規律ノ適用範圍

(I) 鉱山ニ關スル適用範圍(質問第三及第四)

総会ノ議題ノ字句ハ総会ニ依リ採択セラルヘキ規律ヲ一切ノ種類ノ鉱山ニ適用センコトヲ期待セルカ唯一ノ政府——日本政府——ハ多少ノ除外例ヲ提案セリ即チ日本政府ハ一切ノ種類ノ鉱山ニ於ケル婦人ノ地下労働ノ禁止ニハ主旨トシテ賛成ナルモ或ル種ノ炭坑ノ特殊ノ場合ニ於テハ一定ノ保障ノ下ニ除外例ノ許サルヘキモノト認メタリ而シテ除外例ハ現在操業シツツアリ且婦人カ地下労働ニ従事シ而カモ不利ナル自然ノ條件ノ為ニ婦人ノ地下労働禁止カ鉱山事業ノ即時閉鎖從テ鉱夫ノ失業ヲ惹起スルカ如キ炭坑ニ限ラルヘク又保障トシテハ当該使用者及労働者双方ノ合意ヲ條件トスヘシトセリ

他ノ如何ナル政府モ或ル鉱山ヲ規律ノ適用範圍ヨリ除外スルコトヲ提案セルモノナシ唯一ノ問題ハ規律中ニ「鉱山」ナル語ノ定義ヲ包含スルコト望マシキヤ否ヤナリ

玆ニ二ツノ方法ヲ考慮シ得一ハ解釈上ノ疑問を残シタル儘簡單ニ「一切ノ種類」ノ鉱山ニ適用セントスルニアリ而シテ此ノ疑問ハ先ツ国際規律ヲ実施スル国内法ニ依リ決定シ最後ニ若シ必要アラハ「ヴェルサイユ」条約第四百二十三条ニ從ヒ国際司法裁判所ニ依ツテ決定セラルヘキモノナリ他ノ方法ハ規律中ニ定義ヲ包含スルコトナリ從テ各国政府ハ質問第三ニ於テ「鉱山」ノ定義ヲ包含スルコトノ得失ニ付其ノ意見ヲ開陳スヘキコトヲ從憑セラレ且質問第四ニ於テ定義ヲ与フルコトノ望マシキ場合ニハ何レノ採掘事業ヲ定義ニ依リ包含セシムヘキヤヲ指示スルコトヲ求メラレタリ

「鉱山」ナル語ノ定義ヲ与フルコトノ得失ニ付テハ諸政府間ニ著シキ意見ノ相違アリタリ而シテ八箇國ノ政府ハ定義ヲ包含セシムルコトニ反対セリ即チ智利、支那、「エストニヤ」、印度、伊太利、諾威、波蘭及「ユーゴスラヴィア」是レナリ

他方十七箇國政府ハ定義ヲ与フルコトニ賛意ヲ表セリ即チ白耳義、「ブラジル」、加奈陀(「マニトバ」、「ケベック」)及「サスカッチワン」ノ各州)、芬蘭、仏蘭西、英吉利、愛蘭自由國、「ルクセンブルグ」、和蘭、「ニュージージーランド」、西班牙、瑞典及瑞西是レナリ

然レトモ採択セラルヘキ定義ニ依リ如何ナル種類ノ採掘事業カ包含セラルヘキヤニ關スル質問第四ニ對スル諸國政府ノ回答ハ假令字句ニ於テハ多少ノ相違アルモ採掘セラルヘキ一切ノ種類ノ物質ヲ包含セシムヘキコトニ意見ノ一致セルハ注意ヲ要スル所ニシテ

「ブラジル」政府ノ提案セル細目ニ充分注意ヲ払ヒタル長キ定義ヨリ定義ハ一切ノ種類ノ採掘事業ヲ包含スヘシトセル英吉利、智利、和蘭、「マニトバ」、西班牙等ノ諸政府ノ簡單ナル提案ニマテ及ヘリ

尙規律ノ適用範圍ヲ通常ノ意義ニ於ケル鉱山ノミナラス仮令地下作業カ原則ニ非ストモ多少ノ程度ニ於テ行ハルル同種類ノ事業例ヘハ石切業、砂利採取業及粘土採取業等ノ如キニ拡張スルコトハ一般的要望ナルカ如シ

又芬蘭政府ハ国境線ニ於テ是等鉱山ニ類似セル採掘事業カ存スル場合ニ國際規律ノ適用範圍内ニ在リヤ否ヤニ付テノ決定ハ国内ノ權限アル機關ニ委セラルヘキモノナルコトヲ提案セリ

(II) 人ニ關スル適用範圍 (質問第五、第六及第七)

質問第五、第六及第七ニ於テ各國政府ハ人ニ關スル規律ノ適用範圍ニ付其ノ意見ヲ開陳スルコトヲ要求セラレタリ

之レニハ可能ナル二ツノ方面アリ即チ(一)何等ノ例外ナク一切ノ婦人ニ適用スルコト及(二)或ル特殊ノ者ヲ除外スルコトトシテ凡テノ婦人ニ適用スルコト是レナリ極メテ少數ノ政府ハ何等ノ除外ナク一切ノ婦人ノ地下労働禁止ニ賛成ナル旨ヲ明確ニ声明セリ英吉利政府ハ「何等ノ例外ナク女性タル一切ノ者」ヲ包含スヘシトシ「ブラジル」政府ノ回答モ殆ト同様ノ範疇ニ属スルモ或ル極メテ例外ナル事情ノ下ニ婦人ノ医師ノ地下ニ入ルコトノ可能ナルコトヲ許容スヘシト為シ波蘭、「ルクセンブルグ」及「チエツコス、ロヴァキア」ノ各政府ハ禁止ハ「女性タル一切ノ者」ニ適用スヘキモノトシ且何等ノ例外ヲモ舉止セス最後ニ支那政府ハ「婦人労働者」ナル語ノ採用ヲ提案シ此ノ意味ハ年齢ヲ問ハス除外ナク鉱山ニ使用セラルル女性タル一切ノ者ヲ包含スルモノトノ解釋ヲ下セリ尙質問書ニハ詳細ニ回答セサリシモ禁止ニ賛成セル政府ノ間ニモ勿論何等ノ除外ナク其ノ適用ニ賛成ナルモノアルヘキモ利用シ得ヘキ回答ヨリ見レハ單ニ五箇国政府即チ「ブラジル」支那、英吉利、「ルクセンブルグ」及波蘭ノミ規律ノ適用範圍ノ最大限度ノ拡張ニ賛成ナルモノトシテ分類シ得

十八箇国政府即チ白耳義、加奈陀(「マニトバ」、「ケベック」及「サスカッチワン」ノ各州)、智利、支那、「エストニア」、芬蘭、仏蘭西、印度、愛蘭自由国、伊太利、和蘭、挪威、西班牙、瑞典、瑞西及「ユーゴスラヴィア」ハ規律ノ適用範圍ニ或ル程度ノ制限ヲ付スヘキコトニ意見一致セリ

規律ノ適用範圍ノ制限方法ニ關シテハ諸国政府ノ間ニ意見ノ相違アリ質問第五(イ)ニ示サレタル方法ハ或ル特種ノ者ヲ除キ一切ノ女性ニ適用セントスルモノニシテ十四国政府即チ白耳義、加奈陀ノ「マニトバ」及「ケベック」兩州、智利、「エストニア」、芬蘭、仏蘭西、印度、伊太利、和蘭、瑞典及瑞西等ノ賛成スル所ナリ

質問第五(ロ)キホサレタル方法即チ「婦人労働者」ナル語(右ハ夫レ自体限定的ノモノト一般的ニ解釈セラルルモノトシテ)ヲ使用スルコトニ依リ規律ノ適用範圍ヲ定義スルコトハ六箇国ノ政府ノ賛成ヲ得タリ即チ加奈陀ノ「サスカッチワン」州、支那、愛蘭自由国、諾威、西班牙及「ユーゴスラヴィア」是レナリ

斯クシテ大多數ノ政府ハ前者ノ方法に賛成ナリ

科学的又ハ技術的職業ノ遂行ノ為鉱山ノ地下ニ入ル機会ヲ有スル婦人例ヘハ技師、地質学者及化学者等ヲ一般的禁止ヨリ除外スルコトハ加奈陀ノ「マニトバ」州、智利、芬蘭、印度、愛蘭自由国、伊太利和蘭、西班牙及瑞西等ノ各政府ノ賛成ヲ得タリ尙又医師及看護婦ニ付テモ入坑ヲ許容スヘシトスルモノニ智利、「エストニア」、芬蘭、仏蘭西、印度、愛蘭自由国、伊太利、西班牙及瑞西等ノ諸政府アリ官吏ニ付テハ愛蘭自由国及西班牙政府ハ明白ニ之ヲ除外スヘシトセリ管理ノ位地ヲ占ムル婦人ニ付テハ智利、「エストニア」、伊太利、西班牙及瑞西等ノ各政府ハ之ヲ除外スヘシト為セルト同時ニ給料被傭者ノ除外ニ付テハ加奈陀ノ「マニトバ」(給料被傭者)及「ケベック」(給料事務員)並ニ仏蘭西(地表ニ於ケル検査所ノ被傭者)等ノ諸政府ニ依リ提案セラレタリ尙技術的見習ニ対スル除外ハ印度及瑞西政府ニ依リ明白ニ挙げラレタリ

他方白耳義、仏蘭西及瑞典ハ他ノ方法ニ依ル禁止ノ制限ヲ提案シ禁止ハ生産又ハ生産ニ關聯セル労働ニ従事スル一切ノ女性ニ適用スヘシトシ(白耳義提出)或ハ「主タル且恒久的の職業トシテ地下労働ニ使用セラルル」一切ノ女性ニ適用スヘシトシ(仏蘭西)或ハ嚴格ナル意味ニ於テ鉱山又ハ石切場ノ作業タル労働ニ使用セラルル一切ノ女性ニ適用スヘシト提案セリ

次ニ若干ノ政府ハ除外セラルヘキ種類ノ婦人ノ地下労働ト雖モソレハ恒久的タルヘカラストノ希望ヲ表明セルコトハ注意スヘキ処ナリ斯クノ如ク除外ヲ隨時ノ入坑又ハ嚴格ニ制限セラレタル期間内ノ労働ニ限定スヘキコトノ希望ハ智利、芬蘭、仏蘭西、伊太利、和蘭、西班牙及瑞西等ノ諸政府ノ回答ニ明カニ認メラル所ナリ最後ニ注意スヘキハ禁止ヨリ除外セラルヘキ者ノ種類ハ国内ノ權限アル機關ニ依リ決定セラルヘシト為セル芬蘭政府ノ提案ナリトス

四、殖民地其他ニ対スル適用(質問第八及第九)

殖民地ヘノ規律ノ適用ニ關スル質問ハ限ラレタル政府ニ直接關係ヲ有スルニ過キササルヲ以テ質問第八及第九ニ回答シタル政府ハ極メテ少数ナリ

勿論何レノ國際労働條約ニ於テモ之ヲ批准スル国ハ平和條約第四百二十一条ノ規定ニ依リ該條約ヲ殖民地、保護国及屬地ニシテ完全ナル自治ヲ有セサルモノニ対シ條約カ土地ノ狀況ニ照シ適用不可能ニ非サルカ又ハ土地ノ狀況ニ適應セシムル為條約ニ必要ナル變更

ヲ加フルカノ条件ノ下ニ之ヲ適用スルコトヲ約スルモノトス此ノ義務ハ目下考究中ノ規律ニ付テモ必ス適用セラルヘキモノニシテ唯一ノ問題ハ此ノ点ニ關スル何等カノ特別規定ヲ規律中ニ設クルコトカ必要ナリヤ又ハ望シキコトナリヤ否ヤニ在リ此ノ点ニ關シテ質問第九ハ一九三〇年ノ強制労働条約第二十六條ノ方針ニ從ヒ特別規定ヲ規律中ニ設クヘキヤニ付テ諮問セリ

和蘭政府ハ事情ノ要件ハ平和条約第四百二十一条ニ依リ充分ニ満サレ居ルコトヲ認メ特別規定ノ包含ニハ反対セリ

英吉利政府ハ斯クノ如キ規定ヲ必要ト認メサレトモ何等カノ特別規定ノ包含ニハ反対セス然レトモ採択セラルヘキ如何ナル特別規定モ一九三〇年ノ強制労働条約第二十六條ニ依リ確立セラレタル先例ニ明カニ從フヘキニアラストノ旨ノ意見ヲ有セリ而シテ英吉利政府ハ鉱山ノ地下労働ノ問題カ事実起リサル地域ニ於テ國際規律ニ從テ特別規定ヲ制定スルコトヲ期待スルコトハ不合理ナルコトヲ指摘シテ強制労働条約第二十六條ニ包含セラルル規定ヲ變更セル形式ヲ提案セルカ其ノ提案ハ締盟國カ左記ノ宣言ヲ該國ノ批准ニ附加スヘシトスルニアリ

(一) 右締盟國カ變更ヲ加ヘシテ本条約ヲ適用セントスル地域

(二) 右締盟國カ變更ヲ加ヘテ本条約ヲ適用セントスル地域及右變更ノ細目

(三) 右締盟國カ本条約ノ規定ヲ適用セザラントスル地域

(四) 右締盟國カ其ノ決定ヲ留保スル地域

仏蘭西及伊太利ノ各政府ヘ或ル特別規定ハ望シキコトニシテ且強制労働条約第二十六條ニ其ノ基礎ヲ置クヘキコトニ贊成シ西班牙政府モ此ノ先例ニ從フコトニ同意セルモ殖民地ヘノ適用ニ關シ當該政府ニ依リテ為サレタル留保ノ効力ニ時間的制限を附スヘキコトヲ提案セリ

是等ノ質問ニ回答シタル其ノ他ノ政府中丁抹、愛蘭自由國及諸威等ハ特別規定ノ包含ニ同意シ「ブラジル」、加奈陀(マニトバ)、智利及瑞西等ハ之ニ反対セリ然レトモ愛蘭自由國政府ハ各國政府カ平和条約第四百二十一条ノ規定ヲ敢テ援用セサルコトヲ考慮シ此ノ意味ニ於テ条約案ハ勸告ヲ伴フヘキコトヲ提案セリ

又「ブラジル」政府ハ實際上同一ナル問題カ殖民地ヲ有セサル國ニ於テモ起リ得ルコトヲ指摘シテ殖民地ヲ規律ノ安全ナル適用ヨリ除外セントスルコトニ反対セルカ右ハ注意ニ値スル処ニシテ智利及瑞西ノ兩政府モ右ノ見解ヲ採ルモノノ如シ

第三款 事務局原案

國際労働事務局ハ前款記載ノ各國政府ノ回答ヲ基礎トシテ条約案草案ヲ作成シ之ヲ最終報告書ノ末尾ニ掲ケテ總會ニ提出シタルカ其

ノ本文左ノ如シ

一切ノ種類ノ鉱山ニ於ケル地下労働ニ婦人ヲ使用
スルコトニ関スル条約草案

第一 条

本条約ニ於テ「鉱山」ト称スルハ地下ニ在ル物質ノ採取ノ為ノ事業ヲ包含ス

第二 条

婦人ハ鉱山ニ於ケル地下労働ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三 条

国内ノ法令又ハ規則ハ左記ノ者ヲ右ノ禁止ヨリ免除スルコトヲ得

(イ) 管理ノ地位ヲ占ムル婦人

(ロ) 保健及福利施設ニ於テ使用セラルル婦人

(ハ) 婦人ニシテ其ノ習業中鉱山ノ地下部分ニ於テ訓練期間ヲ費スモノ

(ニ) 婦人ニシテ非筋肉の職業ノ為鉱山ノ地下部分ニ隨時出入スルコトヲ要スルコトアルヘキモノ

第四 条

一、本条約ヲ批准スル国際労働機関ノ締盟国ハ対内的管轄事項ニ関スル義務ヲ受諾スルノ權利ヲ有スル限り其ノ主権、管轄、保護、
宗主権、後見又ハ權力ノ下ニ置カルル地域ニ対シ之ヲ適用スルコトヲ約ス尤モ右締盟国ハ「ヴェルサイユ」条約ノ第四百二十一条
及他ノ平和諸条約ノ対当条項ノ規定ヲ採用センコトヲ欲スルトキハ左記ヲ示ス宣言ヲ該国ノ批准ニ附加スヘシ

(イ) 右締盟国カ變更ヲ加ヘシテ本条約ノ規定ヲ適用セントスル地域

(ロ) 右締盟国カ變更ヲ加ヘテ本条約ノ規定ヲ適用セントスル地域及右變更ノ細目

(ハ) 右締盟国カ其ノ決定ヲ留保スル地域

二、前記宣言ハ批准ノ一部ト看做サルヘク且批准ノ効力ヲ有スヘシ何レノ締盟国モ原宣言ニ於テ本条(ロ)及(ハ)ノ規定ニ從ヒ為サレタル留
保ノ全部又ハ一部ヲ爾後ノ宣言ニ依リ取消スコトヲ得

第四款 審議ノ経過

総会ハ六月五日ノ第四次會議ニ於テ本問題ニ關スル委員會委員ヲ任命スルト共ニ六月六日ノ第六次會議ニ於テ事務局作成ノ條約草案ヲ委員會ニ付託スルコトニ決定セリ

委員會ニ於テハ前後四回ノ會議ヲ重ネタルカ先ツ一般討議ヲ為シタル後事務局作成ノ條約草案ニ付逐案審議ヲ行ヒタルカ第一條ニ付テハ「事業」ノ前ニ「公私」ナル字句ヲ、第二條ニ付テハ「婦人」ノ次ニ「其ノ年齢ノ如何ヲ問ハス」ナル字句ヲ又第三條ニ付テハ「(イ)号」管理ノ地位ヲ占ムル」ノ次ニ「筋肉労働ニ従事セサル」ナル字句ヲ夫レ夫レ挿入シ且第四條ヲ削除スルコトニ決定セラレタリ

総会ハ六月十七日午前ノ第十七次會議ニ於テ右委員會ノ報告ノ審査ヲ行ヒタルカ先ツ簡單ナル一般討議ノ後逐案審議ニ移リ結局委員會決定ノ條約案ハ無修正ニテ可決セラレタリ

斯クテ條約案ハ一旦起草委員會ニ付託セラレタル上六月二十一日ノ第二十五次總會々議ニ於テ最終表決ニ付セラレ百十七票對零(本邦ニ付テハ政府代表及労働者代表ハ賛成、使用者代表ハ棄権)ヲ以テ採択セラレタリ

第二節 委員

第一款 委員會ノ経過

本委員會ハ六月六日午後第一次會議ヲ開催シ役員ノ選舉ヲ行ヒタル処和蘭政府側顧問「ステムベルグ」女史委員長ニ、仏蘭西使用者側顧問「バーラン」氏及印度労働者側顧問「コルト」氏夫々副委員長ニ選任セラレタリ尙報告委員ニハ印度政府側顧問「シャール・ナワズ」女史選任セラレタリ

(一) 一般討議

役員ノ選舉ヲ終リテ直チニ一般討議ヲ行ヒタルカ丁抹政府側顧問「グレイルフエルト・タルブ」夫人ハ個人ノ資格ニ於テ懸案ノ婦人ノ地下労働禁止ニ關聯セル障礙ニ注意ヲ喚起シ斯ル禁止ハ特ニ家族收入ニ大ナル減少ヲ招クヘシサレハ斯ル禁止ニ先チ當該婦人ノ為他ノ種類ノ仕事力用意セラルヘキナリ而シテ斯クノ如キ仕事タルヤ當該婦人及之ニ扶養セラル者ノ生活標準ノ低下ヲ防止スル為統制經濟ヲ採用スルニ非スンヘ之ヲ用意スルコトヲ得サルヘシ夫レ故ニ全然婦人ノ地下労働ヲ禁止スルヨリハ寧ロ鉱山ニ於ケル技術上ノ改善ト時間短縮トヲ為ス方宜シカラント述ヘ印度政府側顧問「シャール・ナワズ」女史ハ全印度婦人會議ニ依ツテ行ハレタル鉱山ニ於ケル婦人労働ニ關スル調査ニ言及シテ右調査ハ婦人ノ地下労働禁止ノ道程ニ於テ幾多ノ困難アルコトヲ顕示セルモ斯クノ如キ使用

ニ附随スル重大ナル不利益ニ鑑ミ右會議ニ於テハ斯ル禁止ヲ望マシト認メタリ尤モ國際労働會議ハ地下労働ヨリ除外セラルル婦人ノ爲他ニ仕事ヲ見出スコトヲ確認スルノ望マシキコトニ重大ナル注意ヲ払フヘキナリ印度政府ノ方策ハ鉾山ニ於ケル一切ノ婦人ノ地下労働ヲ漸次的ニ排除スルニ在リ而シテ右ノ排除ハ遅クモ一九三五年ニ又出来得ヘクンハ一九三六年七月前ニ完成セラレンコトヲ期待セラレ居レリ印度ニ於ケル婦人団体ハ條約草案ニ全然賛成ナリト述ヘ葡萄牙労働者代表「サライヴァ」氏ハ條約草案ニ大体賛成ナリトシテ自國ニ於テ婦人ノ地下労働禁止ノ爲執ラレシ措置ノ概要ヲ述ヘタリ

赤松本邦政府代表ハ左ノ声明ヲ爲セリ

「日本政府ハ婦人ノ地下労働禁止ニハ固ヨリ主旨トシテ賛成ニシテ既ニ一九三三年九月法規ヲ以テ之カ廢止ヲ断行セリ然レトモ直チニ之カ全廢ヲ爲サンカ薄層又ハ殘炭ヲ採掘スル比較的小炭坑ニ於テハ自然的条件ノ劣悪ナルニ依リ婦人ノ地下労働禁止カ直チニ事業ノ経営困難ヲ招来シ坑夫ノ失業ヲ招ク虞アルモノ多數アリ坑夫側ヨリモ此ノ点ヲ深憂シ実施延期ノ歎願ヲ爲スモノ亦相当多數ニ及ヒタルヲ以テ是等ノ炭坑ニシテ事業継続上止ムヲ得ス且ツ炭坑主及坑夫双方カ希望スル場合ニ限り政府ハ例外トシテ之ヲ許可スル方針ヲ採用セリ

除外例ヲ認メタル婦人ノ坑夫數ハ一九三三年八月當時ノ約六千五百ヨリ漸次減少シ最近ノ調査（一九三四年六月）ニ依レハ總數約五千五百トナリ全鉾夫數（約二十二萬）ノ二・六「パーセント」炭坑夫數（約十五萬）ノ三・六「パーセント」ナリ又除外例ノ適用ヲ受クル炭坑ノ坑夫數（約三萬）ノ一八・三「パーセント」ニ當リ極メテ少數ニシテ一九二八年ニ坑内ニ於テ労働シ居リタル婦人數（約四萬）ノ一三・八「パーセント」ニ減少セリ而シテ其ノ多クハ半鉾半農又ハ半漁ノ狀態ニ在ルモノニシテ而カモ是等ノ鉾山モ其ノ後坑内ノ機械化ヲ可及的普及セシメ其ノ機械化不可能ナルモノモ最近ノ増産ニ依リ其ノ終了期ヲ早メツツアリ一方最近ノ好況ニ依リ坑夫自身モ夫婦共稼ヲ廢スルモノ纔出シツツアリテ婦人坑夫數減少ノ勢ニ在リ他方政府ハ新シク事業ヲ開始スルモノニ對シテハ婦人ノ地下労働ヲ絶対ニ許可セサルハ勿論上述ノ傾向ヲ善ク指導シテ之カ減少ニ努力シツツアルヲ以テ近キ将来ニ於テハ婦人ヲ地下ニ使用スル鉾山ノ消滅スルヲ見ルヘシ然レトモ條約案ノ批准ニハ尙若干ノ年月ヲ要スルコトハ豫期セラルヘキナリ」

印度使用者側顧問「ダット」氏ハ印度ニ於ケル形勢ノ概要ヲ述ヘ且婦人ノ地下労働ヲ廢止スル爲既ニ適當ナル手段ノ執ラレタルコトヲ披露シ婦人使用禁止ノ影響トシテ印度ノ或ル炭田ニテハ事實労働欠乏ヲ招来シタルコトヲ述ヘ日本ノ見解ニ全然同感ニシテ委員會カ其ノ特殊事情ヲ充分考慮ニ入レ日本ノ所謂除外例ヲ設ケンコトヲ希望シタリ

本邦使用者側顧問竹内謙二氏ハ日本ノ鉾山ニ於ケル婦人地下労働ハ極メテ限局サレタル少數鉾山ノ除外例ヲ附シ般ニ法規ヲ以テ之ヲ

禁止セリ余ハ除外例ノ條件附ニテ條約草案ニ賛成ナリト述ヘタリ英吉利労働者側顧問「エドワーズ」氏ハ後刻條約草案ノ各條討論ニ於テ其ノ所見ヲ述フヘキヲ述ヘ茲ニハ鉱山ハ婦人ニ對シテ餘地ナク從ツテ其ノ使用ノ全般的禁止コソ必要ナルコトヲ強調セント欲スト述ヘ加奈陀政府代表「レノード」氏ハ婦人ノ地下労働ハ鉱山ヲ有スル各州ニ於テ既ニ禁止セラレタリ夫レ故ニ加奈陀政府ハ特ニ條約草案カ必要ナル除外規定ヲ含ミ且可及的短時間内ニ斯クノ如キ使用ヲ排除センコトヲ企図セル事實ニ鑑ミ條約草案ニ進ンテ賛意ヲ表スト述ヘタリ

本邦労働者側顧問原虎一氏ハ日本ノ労働者ハ地下ニ労働スル婦人数ヲ減少セシメントスル日本政府ノ努力ヲ多トス婦人ノ地下労働ヲ禁止センカ其ノ影響トシテ失業ノ増加ヲ招カントノ論アルモ斯クノ如キ仕事ヨリ逐ハレタル婦人ハ現在失業シ居ル男子ニ依リ代ハラヘルシ家族収入ノ減少ヲ招クヘシトノ議論ニ付テハ地下労働ノ禁止ニ依ル家族収入ノ減少ヲ補足スルニハ自ラ他ノ方法アリ斯クノ如キ家族収入問題ハ實ニ社会立法上ノ問題ナリ日本社会立法協會ハ婦人ノ地下労働ノ全般的且即時的廢止ニ賛意ヲ表明セリト述ヘタリ

(二) 逐條審議

第一條

本條ニ對シ伊太利政府代表ハ左ノ修正案ヲ提出セリ

(一)「事業」ヲ「公私ノ事業」トスルコト

(二)「物質」採取ノ為ノ「次ニ」又ハ物質ノ掘出及除去ノ為ノ「ヲ」追加スルコト

右修正案ノ二ツノ部分ニ付テハ各別ニ付テハ各別ニ討議行ハレタルカ最初ノ部分ニ付テハ伊太利政府代表ハ「公私ノ一切ノ事業」ナル用語ハ從來ノ條約ニモ使用セラレタルコトアリ從テ「公私ノ」ナル字句ナキトキハ條文カ公ノ事業ニ適用セラレサル意義ニ解セララルル虞アルヲ以テ修正案ヲ提出シタルモノナルコトヲ述ヘタル処伊太利使用者代表及「ユーゴースラヴィア」政府代表ハ之ニ賛意ヲ表シ労働者側代表ハ事務局原案ヲ支持シテ原案ノ方修正案ヨリハ簡明ニシテ且包括的ナルコトヲ述ヘタリ

右修正案ハ結局八票對六票ヲ以テ可決セラレタリ

次ニ伊太利政府代表提出ノ修正案ノ第二ニ關シテハ伊太利政府代表ハ鉱山ト同様ナル危険ヲ有スル鑿道及其ノ他ノ地下道路ニモ適用ヲ擴張セン為ニ修正案ヲ提出シタルモノナルコトヲ述ヘタルニ使用者側代表ハ斯クノ如キ適用ノ擴張ハ本委員會ノ權限外ノ事ニシテ本委員會ハ有用ナル物質ノ採取事業ノミニ限定シテ審議スヘキコトヲ指摘シ労働者側代表ハ伊太利政府ノ指摘セル点ノ重要ナルコトハ認ムルモ使用者側ノ意見ニ賛成スル旨ヲ述ヘ仍テ伊太利政府代表ハ其ノ修正案ノ右ノ部分ヲ撤回シタリ斯クテ修正セラレタル第一

条ハ十六票對七票ヲ以テ可決セラレタリ

第二 条

本条ニ對シテハ伊太利政府代表ハ本条ヲ左ノ通りトスヘシトスル修正案ヲ提出セリ

「婦人ハ年齡ノ區別ナク鐵山ニ於ケル地下労働ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス」

提案者ハ右修正案ノ目的トスル處ハ本条ヲ凡テノ年齡ノ婦人ニ適用スルコトヲ明確ナラシムルニ在ル旨ヲ述ヘタルニ多クノ政府代表ハ之ニ賛意ヲ表シ英吉利労働者側代表ハ事務局原案ニ賛成シ原案ニテモ少女ヲ包含シ得ルコトヲ述ヘタリ

右修正案ハ結局八票對七票ニテ可決セラレ斯ク修正セラレタル第二条ハ十票對四票ヲ以テ可決セラレタリ

尙起草委員會ハ英仏兩公用語ヲ一致セシムル為本条ノ追加字句ヲ「其ノ年齡ノ如何ヲ問ハス」(Whether her age)ト訂正シ委員會ハ之ヲ承認セリ

第三 条

本条ニ關シテハ英吉利労働者側代表ヨリ(イ)及(ロ)号ヲ削除スヘシトスル一修正案ノ提案アリ又伊太利政府代表ヨリ各項ニ亘リ數個ノ修正案提出セラレタリ

委員會ハ先ツ第三条及之ニ關スル修正案ノ全体ニ付一被討論ヲ為セルカ印度、加奈比、「ユーゴースラヴィア」仏蘭西等諸國政府ノ代表及仏蘭西使用者代表ハ事務局原案ノ採択ニ賛成シ原案ハ各國ノ地方的事情又ハ將來ノ發展カ必ず必要トスル凡テノ除外ヲ規定セルモノナリト認メ除外例ノ細目ノ作成ハ伸縮性一欠キ且ツ恐ラク不日條約ノ改正ヲ必要ナラシムヘシト述ヘ印度使用者側代表ハ除外例ノ問題ハ各國政府ノ裁量ニ委スヘシト認メタリ

他方伊太利政府及英吉利労働者側代表ハ事務局原案ハ餘リニ包括的ニシテ濫用セラルル虞アリト述ヘタリ

次テ本条ノ各項ヲ審議スルニ先チ委員會ハ英吉利労働者側代表ノ提出ニ係ル(イ)及(ロ)号ヲ削除スヘシトスル修正案ニ付審議セリ

右修正案ノ提出者ハ此ノ二項目ハ餘リニ多クノ除外ヲ許ス結果トナルコトヲ説明シ婦人ノ地下労働禁止ハ能フ限り一般のト為シ以テ既ニ原案ヨリモ更ニ法規ノ進メル國ニ於ケル現存狀態ヲ低下セシメサルコトヲ要ス尤モ婦人カ習業ノ為ニ一時的ニ入坑スルカ又ハ非筋肉の業務遂行ノ為ニ隨時入坑スルコトヲ許スコトニハ異論ナク又危急ノ場合ニ看護婦ニ依リ為サルル勞務ニハ感謝ヲ惜マサルモノナリ從ツテ(イ)及(ロ)ノ兩項ヲ保存スルコトニハ賛成スルモノナリト述ヘタリ

斯クテ表決ノ結果右修正案ハ八票對七票ニテ否決セラレタリ仍テ委員會ハ事務局原案ニ付(イ)項ヨリ審議ヲ進メタリ

(1)項

伊太利政府代表ハ左ノ修正案ヲ提出セリ

「管理」ノ地位ノ前ニ「責任アル」ヲ挿入シ且「管理ノ地位ヲ占ムル」ノ次ニ「筋肉労働ニ従事セサル」ヲ附加スルコト

右修正案ノ提出者ハ其ノ目的トスル処ハ監督ノ地位ハ之ヲ管理ノ地位ト認ムヘカラスシテ条約ノ規定ヨリ除外セラルヘキニ非サルコトヲ明カナラシメントスルニ在リト説明シ右修正案ハ何等ノ反対ナク斯クテ委員会ハ「管理ノ地位」ナル語ノ意味ヲ明瞭ナラシムル爲事務局原案ヲ改正スルコトニ意見ノ一致ヲ見タルモ仏蘭西使用者代表ハ一切ノ管理ノ地位ハ責任ヲ伴フモノナルコトヲ指摘シ仍テ右修正案ノ提出者ハ「責任アル」ナル語ヲ餘分ノモノトシテ其ノ修正案ノ最初ノ部分ヲ削除スルコトニ同意シタリ斯クテ(1)号ハ左ノ形式ニテ可決セラレタリ

「管理ノ地位ヲ占メ筋肉労働ニ従事セサル婦人」

(2)項

伊太利政府代表ハ本項ニ関シ事務局原案ヲ左記ノ通り改正スヘシトスル修正案ヲ提出セリ

「法律問題ニ關聯シ又ハ医学的若ハ技術的任務遂行ノ爲ニ入坑スヘキ義務ヲ有スル婦人ノ医師、辯護士、労働監督官、有資格ノ技師又ハ技術的専門家」

伊太利政府代表ハ本修正案ハ三ツノ目的ヲ有ス即チ第一ニ事務局原案ニ依リ除外セラルル「保健及福利施設」ニ於テ明カニ含マルヘキ看護婦ノ地下労働ノ可能性ヲ排除スル爲ニ、第二ニ或ル種ノ筋肉労働ニ婦人ヲ使用スルコトノ許容範圍ヲ拡張スル虞アル意味ヲ有スル包括的ナル語ノ使用ヲ避クル爲ニ又第三ニ原案ニ使用セラルル一般的用語ヲ特殊ノ職業的資格ヲ有スル者ニ嚴格ニ制限セル正確ナル列举ヲ以テ代フル爲ニ提出セラレタルモノナルコトヲ説明スル処アリ英吉利労働者側代表ハ右修正案ニ賛成シ他方「ユーゴースラヴィア」及加奈陀ノ二政府代表並ニ仏蘭西使用者側代表ハ看護婦ノ除外ニ賛成ナルモ事務局原案ト雖モ解釈ノ困難ニ陥ル虞ナシトシテ原案ニ賛成セリ斯クテ本修正案ハ八票對七票ヲ以テ否決セラレタリ

斯クテ本項ハ事務局原案通り九票對二票ヲ以テ可決セラレタリ

(3)項及(4)項

伊太利政府代表ハ(3)及(4)ニ關シテモ修正案ヲ提出セルモ右ハ委員会ニ依リ否決セラレタル(2)ニ對スル修正案ニ密接ナル關係ヲ有スルモノナリシヲ以テ之ヲ撤回シ斯クテ(3)項ハ十三票對一票ヲ以テ(4)項ハ十一票對零ヲ以テ夫レ夫レ原案通り可決セラレタリ

斯クテ第三条ハ全体トシテ十三票對零ヲ以テ可決セラレタリ
第四 条

本条ニ関シテハ英吉利政府代表ハ本条ノ最初ヨリ「：之ヲ適用スルコトヲ約ス」マテヲ左ノ如ク改正スヘシトスル修正案ヲ提出セリ
「本条約ヲ批准スル國際労働機關ノ各締盟國ハ對内的管轄事項ニ関スル義務ヲ受諾スル權利ヲ有スル限リ其ノ主權、管轄、保護、
宗主權、後見又ハ權力ノ下ニ置カルル地域ニ於テ本条約第三条ニ定メラレタル限度外ニハ鉱山ノ地下労働ニ婦人ヲ使用スルコトヲ
許容セサルコトヲ約ス」

右修正案ノ提出者ハ提案理由ヲ説明シテ事務局原案ノ「：：ノ地域ニ對シ之ヲ適用スルコトヲ約ス」トノ形式ハ英吉利政府ノ此ノ
語ニ對スル普通ノ見解ニ從ヘハ地下鉱山ノ有無ニ拘ラス其ノ管轄下ニ在ル凡ユル地域ニ於テ更メテ法規ヲ制定スヘキ義務ヲ負フコ
トトナルカ婦人ノ地下労働使用カ現今起リ得ル全英國殖民地又ハ保護領ニ於テハ既ニ法規ニ依リ禁止セラレ而シテ斯ル使用カ起リ
得ル可能性アル何レノ地域ニ於テモ同様ニ禁止セラレヘシ然レトモ英吉利政府ハ法規カ何等有効ナル目的ニ役立タル地域ニ於テ
法規ヲ制定スルコトハ合理的ナラスト思惟ス強制労働條約ニ付テハ此ノ種ノ困難ハ起ラサリキ蓋シ法規ニ依リ認可セラレス又規律
セラレサル殖民地ニ於テハ強制労働ハ既ニ普通法ノ下ニ違法ノモノナレハナリ英吉利政府ノ希望スル所ハ条文ノ實際上ノ目的ニ関
係ナキ錯雜ヲ排除スルカ如キ形式ノ字句ヲ採択セントスルニ在リト述ヘタル処加奈陀政府代表及英吉利労働者側代表ハ右修正案ニ
賛成セルモ若干ノ政府及使用者代表ハ強硬ニ之ニ反對シ彼等ハ一方ニ於テ既ニ他ノ條約ニ使用セラレタル条文ノ形式ヲ變更スル必
要ナク他方ニ於テ條約ノ目的上定義セラレタル「鉱山」ナル語ノ甚シク広キ意義（從ツテ石切業ヲモ含ム）カ殆ト條約ノ適用不可
能ナル地域ナカラシムル結果ヲ招クヘキコトヲ指摘シタリ

茲ニ於テ英吉利政府代表ハ英吉利政府ニシテ條約ヲ批准センカ本條約ハ第一条ニ定メラレタル鉱山カ存スル全地域ニ對シ適用セラ
ルルコトトナルヘキコトヲ述ヘタリ

茲ニ於テ修正案ヲ表決ニ問ヒタル処賛成僅カ七票ニテ定足數ニ達セスシテ修正案ハ不採択トナレリ

次テ仏蘭西政府側顧問「ガリオ」氏ハ若シ事務局原案ノ形式カ或ル關係政府ニ取リ困難ヲ招クモノトセハ殖民地問題ヲ取扱フニ
ハ「ウェルサイユ」條約第四百二十一条ニテ充分ナルコトヲ指摘シタリ茲ニ於テ委員會ハ第四条ヲ全体トシテ十票對零ヲ以テ否決
シタリ

次ニ委員會ハ修正セラレタル條約草案ヲ十五票對零ヲ以テ可決セリ

第二款 委員会決定ノ条約案草案

委員会ニ於テ決定セラレタル条約案草案ハ其ノ儘総会ニ於テ採択セラレタルヲ以テ茲ニハ之ヲ省略スヘシ

第三節 総会

第一款 総会ノ経過

総会ハ六月十七日午前ノ第十七次會議ニ於テ本問題ニ関スル委員會報告ノ審議ヲ行ヒタルカ先ツ委員會報告委員「シャール・ナワズ」女史ヨリ委員會ニ於ケル議事経過ノ報告アリタル後一般討議ニ入り次テ条約案ノ逐条審議ヲ行ヒタリ

(一) 一般討議

波蘭労働者側顧問「ワスニエウスカ」夫人ハ婦人地下労働ノ問題ハ一般的ニ婦人労働ナル一層広キ問題ノ一部ナルカ今二、三ノ所見ヲ述ヘントス婦人労働問題ハ如何ナル範圍ニ於テ論スルモ其ノ労働ノ規律及婦人ノ保護ニ関シテ種々ノ困難ヲ生ス大戦直後労働事務局カ活動ヲ初メシ当時ハ平和条約ニ依リ保健、衛生及母性給付等ニ関シ婦人労働者ノ保護ノ為規定力設ケラレタリ然ルニ事情ノ變化ハ殊ニ経済的不況ニ依リ必然的ニ問題ヲ複雑ナラシメ婦人ヲ適當ニ保護スルコトハ以前ヨリモ一層困難トナレリ婦人ノ地下労働ニ関シテハ右ハ有害ニシテ危険ナルコトハ疑ナキ所ニシテ当然禁止サルヘキモノナルモ之ニ関シテ困難ヲ招ク点アルヲ以テ一般禁止ヨリ若干ノ除外例ヲ認メサルヲ得スト述ヘタリ

(二) 逐条審議

第一条及第二条

右二ケ条ニ付テハ異議ナク原案通り可決セラレタリ

第三条

本条ニ付テハ英吉利労働者側顧問「エドワード」氏ハ修正案ヲ提出シ予ハ第三条ノ削除ヲ主張セントス総会カ第三条ヲ検討セハ(イ)及(ロ)ノ両項ハ婦人カ鉱山ニ継続シテ使用セラルルノ事実ヲ基礎トスルモノナルコトヲ知ルシ若シ鉱山ニ於ケル婦人ノ使用カ廃止サルヘキモノトセハ(イ)ニ示セル婦人管理者ノ必要ハナク又(ロ)ニ示セル保健及福利ニ関スル婦人ノ監督ノ必要モナシ(イ)及(ロ)ノ両項ハ被傭者ニアラサルモノトシテ報告ニ列挙セラルルヲ以テ之ヲ削除スルモ本来ノ効果ヲ失フモノニアラスト述ヘ次テ「ユーゴースラヴィア」政府側顧問「アタナツコヴィツ」女史ハ右提案ニ反対シテ吾人カ本条約ヲ採択セントスル主旨ハ鉱山ノ地下作業ヨリ筋肉労働者タル婦人ヲ除カント欲スルモノニシテ之レ以外ノ職務ニ従事スル婦人ヲモ除カントスルニアラス後者ニ属スル婦人カ其ノ職務遂行ノ為誠

山ノ地下部分ニ隨時出入スルコトカ必要ナル際ニテモ猶其ノ入坑ヲ妨ケントスルコトハ目的トスル所ニアラサルナリ勿論其ノ例外タルヤ婦人タル技師、化学者並ニ習業ノ為鉾山ノ地下ニ入ル者ニ限ルモノナリ第三条ハ筋肉労働者ニ付テハ何等例外ヲ企図スルモノニアラサルヲ以テ之カ削除ニハ反対ナリト述ヘ次テ報告委員「シヤー・ナワズ」女史ハ委員會ニ於テハ第三条ハ全体トシテ十三票對零ヲ以テ可決セラレタルコトニ注意ヲ喚起シタル処「エドワーズ」氏ハ余ハ其ノ際削除ノ動議ヲ提出シ且問題カ總會ニ移サレタル際ハ異議ヲ申立ツヘキコトヲ言明シタル旨ヲ説明セラレタシト要求スル処アリ仍テ「シヤー・ナワズ」女史ハ「エドワーズ」氏ハ委員會ニ於テ本条全体ヲ削除スルコトハ要求セサリシモ(イ)及(ロ)兩項ヲ削除スヘキ修正案ヲ提出シタルモノニシテ且同氏ハ總會ニ於テ修正案ヲ提出スヘキ權利ヲ保留シタル旨ヲ説明シタル後委員會ハ現在猶ホ婦人ヲ地下労働ニ使用シ居ル国ヲシテ速カニ條約批准ヲ為サシムルニハ事務局原案ヲ原則トシテ採択スルコト必要ナリト認メタリ之レ本条カ委員會ニ依リ可決セラレタル所以ナリト述ヘタリ

茲ニ於テ議長ハ「エドワーズ」氏提出ノ第三条削除ニ關スル修正案ニ付採決スヘシト宣シ表決ヲ行ヒタル所右修正案ハ七十二票對七票ヲ以テ否決セラレタリ次テ第三条ハ異議ナク可決セラレタリ

最後ニ本条約案ヲ全体トシテ表決ニ附シタル処異議ナク可決セラレタリ

斯クテ總會ニ於テ可決セラレタル條約案ハ一旦起草委員會ニ附議セラレタル上六月二十一日午前ノ第二十五次總會會議ニ於テ最終表決ニ付セラレタルカ其ノ結果百十七票對零ヲ以テ採択セラレタリ

第二款 總會採択ノ條約案

一切ノ種類ノ鉾山ニ於ケル地下労働ニ婦人ヲ使用スルコトニ關スル條約案

第一條

本條約ニ於テ「鉾山」ト稱スルハ地下ニ在ル物質ノ採取ノ為ノ公私ノ事業ヲ包含ス

第二條

婦人ハ其ノ年齡ノ如何ヲ問ハス鉾山ニ於ケル地下労働ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三條

国内ノ法令又ハ規則ハ左記ノ者ヲ右ノ禁止ヨリ免除スルコトヲ得

(イ) 管理ノ地位ヲ占メ筋肉労働ニ従事セサル婦人

(ロ) 保健及福利施設ニ於テ使用セララル婦人

(ハ) 婦人ニシテ其ノ習業中鉾山ノ地下部分ニ於テ訓練期間ヲ費スモノ

(ニ) 婦人ニシテ非筋肉的職業ノ為鉾山ノ地下部分ニ隨時出入スルコトヲ要スルコトアルヘキモノ

四、女子の鉱山における坑内作業に関する条約（一九三五年）

註 The International Labour Code 1951 166抄訳

この条約は、一九五〇年四月一日次の二六の加盟国に効力を生じた。

アフガニスタン、オーストリア、ベルギー、ブラジル、チリ、中国（台湾）、キューバ、エチオピア、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイルランド、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、ペルー、ポルトガル、スエーデン、スイス、トルコ、南阿フリカ、英国及びウエネスエラである。

一九四九年十二月二十九日にブルガリア、一九五〇年三月十四日にアルゼンチンが批准したため、一九五〇年十二月二十九日及び一九五一年三月十日にそれぞれこれらの国に効力を生じた。

一九五〇年四月一日から一九五一年九月一日までに更にセイロン及びチエコスロヴァキアが条約を批准した。

一九五一年六月十三日、インドネシア共和国政府は、オランダが批准した条約の権利及び義務に拘束されると宣言しILO事務局に登録、インドネシアに全面的に効力を生じた。又エストニアにも批准された。

この条約は、一九三七年五月三十日に効力を生じた。この条約を批准した当事国は、一九五七年五月三十日以降一二ヶ月の間及びその後の十年後の一二ヶ月の間、廃棄の告知によつて、十二ヶ月後に条約を廃棄することができる。

（条約第七条）

印度政府は、この条約を批准したとき、印度各洲の通告によりこの条約を廃棄できることを事務総長に通知した。

第一条 この条約の適用上鉱業とは公私を問はず地表下から物質^註を採取するための事業をいう。

註 報告書は、撤回されたが次の様な修正意見を述べている。「物質を採取するため」の語に加え「物質の堀サク及び除去するた^め」を追加することである。

修正部分について、イタリア政府代表は、この条約の適用をトンネルその他の地下道工事に拡張するもので仕事の性質上鉱山における坑内作業の危険に類似すると説明した。

使用者代表は、このような適用の拡大に委員会に権限がなく有用物質の採取のための地下作業にのみ権限があると指摘した。

労働者代表は、イタリア政府代表の意見の重要性を尊重し、これに同意を表明したがこの修正の撤回に同意し委員会で示された好意に満足の意を表わした。

第二条 女子は年令の如何を問はず鉱山における坑内作業に使用してはならない。

第三条 次の者は国内法令の定めるところにより前条の禁止から除外することができる。

a 管理の地位にあつて筋肉労働をしない^註女子

以下 略

註 報告書は、この規定の経過を載せている。

イタリア政府代表は地位 (Position) の前に責任ある (responsible) の語、及び管理 (management) の次に筋肉労働に従事せざる者 (Who are not engaged in manual work) の語を追加すべく提案した。

提案者は修正の目的として監督の地位は管理の地位と見るべきものでないから条約の規定から除外されるものであることを明白にしたのであると説明した。この修正は、反対がなく事務局案を改正することに同意した。

しかしフランスの使用者代表は、全て管理の地位にあるものは責任を伴うものであると指摘し、responsible なる語は unnecessary なるものであると。提案者はこれに同意し最初の部分の削除に同意した。

委員会は十五対〇をもつて次の様に修正可決した。

a. Females holding position of management who are not engaged in manual work.

管理の地位の語について、イタリア代表から責任を伴う地位のみをいい、単に監督義務を伴う地位ではないと理解すべきだとする提案がなされ承認された。

五、女子の坑内労働に関するわが国の法令の変遷

1. わが国における鉱業の基本法としての鉱業法が公布されたのは明治三十八年三月七日（法律第四十五号）である。

鉱業法はその第五章「鉱夫」の第七十五条で

「採掘権者ハ鉱夫ノ雇傭及労役ニ関スル規則ヲ定メ鉱山監督署長ノ許可ヲ受クヘシ」

と定め、又第七十九条で

「農商務大臣ハ命令ヲ以テ鉱夫ノ年令及就業時間並婦女幼者ノ勞役ノ種類ヲ制限スルコトヲ得」と定めた。鉱業法は明治三十八年七月一日から施行された。

2. 鉱業法を施行するために鉱業法施行細則が明治三十八年六月十五日農商務省令第十七号で公布され同年七月一日に施行された。鉱業法第七十五条の規定に基いて鉱業法施行細則はその第六十四条で

「鉱業法第七十五条ノ規定ニ依ツテ定ムヘキ鉱夫ノ雇傭及勞役ニ關スル規則ニハ左ニ掲クル事項又ハ之ニ相當スヘキ事項ヲ定メ
鉱業ニ著手ノ日ヨリ三十日前ニ差出シテ許可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

一、業務ノ種類、等級

二、……略……

三、……略……

四、……略……

五、各種類ノ就業時間並其ノ交替ノ方法

六、……略……

七、年令及婦女、幼者ノ勞役ニ關スル制限

八、……略……」

と定められ、鉱業法第七九条に基く規定はまた定められていなかった。

3. 鉱業法の規定に基づき、鉱夫勞役扶助規則が大正五年八月三日（農商務省令第二一号）に公布され、同年九月一日に施行された。同時に鉱業法施行細則が改正されて同細則第六四条は削除された。

鉱夫勞役扶助規則はその第六条で就業時間について、

「採掘權者ハ十五才未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超ユテ就業セシムルコトヲ得ス」

と定め、又その第七條で、深夜業について

「採掘權者ハ十五才未満ノ者及女子ヲシテ午后十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ鉱夫ヲ二組以上ニ分ケ交替ニ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス」と定め、

又その第十二条で、就業禁止について、

「採掘権者ハ十五才未満ノ者及女子ヲシテ左ニ掲クル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

一 原動機、電気機械其ノ他ノ機械若ハ動力伝導装置ノ危険ナル部分ノ運転中ニ於ケル掃除、注油、検査又ハ修理

二 機械又ハ動力伝導装置ノ運転中ニ於ケル調帯若ハ調索ノ危険ナル方法ニ依ル取附又ハ取外

三 汽罐ノ焚火、給水弁若ハ阻汽弁ノ開閉又ハ安全弁ノ取扱

四 発電機、電動機、発電機ノ抵抗器又ハ変圧器ノ取扱

五 高圧電線ノ接続

六 機械力ニ依リ運転スル捲揚機ノ取扱

七 運転中ノ車輛ノ連結又ハ分離

八 鉱物ノ掘採及岩石ノ掘鑿

九 爆発薬ノ装填又ハ点火

十 支柱ノ取附又ハ取外

十一 製錬作業ニ於テ熱灼若ハ溶解セル鉱物又ハ鉱滓ノ取扱

十二 有害ナル煙塵ノ堆積セル煙道又ハ煙突ノ掃除

十三 砒素、水銀、鉛若ハ亜鉛又ハ其ノ化合物其ノ他之ニ準スヘキ有害料品ノ粉塵、蒸汽又ハ瓦斯ヲ発散スル場所ニ於ケル業

務

と定めてあり、右の就業禁止業務の中あるものは坑内において行われており、この限りに於いて女子の坑内労働は制限された。

4. 鉱夫労務扶助規則が大正十五年六月二十四日に内務省令第十七号でその一部が改正された。

第六条が改正され、就業時間が短縮されて、

「鉱業権者ハ十六才未満ノ者女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超テ就業セシムルコトヲ得ス

鉱業権者ハ選炭作業ニ従事スル者ニ付テハ鉱山監督局長ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限リ前項ノ就業期間ヲ十二時間迄延長スルコト

ヲ得」

と定められた。

第六條の二が追加されて

「鉱業権者ハ温度摂氏三十度ヲ超エル坑内ノ場所ニ於テ十六才未満ノ者女子ヲシテ就業セシムル場合ニ於テハ其ノ者ヲシテ他の場所ニ於ケル就業時間ト通算シテ一日ニ付八時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

鉱業権者ハ温度摂氏三十五度ヲ超エル坑内ノ場所ニ於テ十六才未満ノ者及女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス」と定められ、高温度の坑内の場所での女子の坑内労働を禁止又は制限した。

第十二條の就業禁止業務に関する規定が改正されて、「採掘権者」を「鉱業権者」に、「十五才」を「十六才」に、「又ハ変圧器」を「変圧器又ハ「コソトレル」集塵装置ニ属スル整流機」に改められ、左の二号が加えられた。

「十四 電解精鍊ヲ為ス場所ニ於ケル業務

十五 鉱石、燃料其ノ他ヲ熔鉱炉ニ装入スル業務」

即ち、就業禁止業務が拡充されたのである。

5. 鉱夫労務扶助規則が昭和三年九月一日に内務省令第三十号でその一部が改正された。

第五條で坑内の就業時間が制限されて、

「鉱業権者ハ鉱夫ヲシテ一日ニ付十時間ヲ超エテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス」と定められ、

第七條の深夜業禁止に関する規定が改正されて、

「鉱業権者ハ十六才未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス」と定められ、深夜業の時刻が午前四時から午前五時に改められた。

右の兩条文は昭和五年九月一日から施行された。

第十一條の二が追加されて、

「鉱業権者ハ十六才未満ノ者及女子ヲシテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

鉱業権者ハ主トシテ薄層ヲ採掘スル石炭坑ニ就業スル鉱夫ニ付鉱山監督局長ノ許可ヲ受ケテ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得」と定められ、女子の坑内労働がこのとき始めて原則として禁止された。そして第二項の場合でも坑内の就業時間は第五條により十時間と制限された。

本条は昭和八年九月一日から施行された。

昭和八年六月五日に内務省令第十六号で「鉱夫労役扶助規則第十一条ノ二ノ特例ニ関スル件」が制定され、

「鉱業権者ハ主トシテ残炭ヲ採掘スル石炭坑ニ付鉱山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ当分ノ内鉱夫労役扶助規則第十一条ノ二ノ規定ニ拘ラス十六才未満ノ者及女子ヲシテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得」

と定められた。即ち女子の坑内労働の禁止に関する例外が認められたのである。この規定の趣旨は女子の坑内労働を禁止するため必要とされる石炭採取方法の改善が経済的不況のため困難であることを認めて小鉱山に対する配慮からなされたものである。

6. 昭和十四年八月二十九日に厚生省令第二十八号で

「女子ノ坑内就業ニ関スル鉱夫労役扶助規則第十一条ノ二第一項ノ特例ニ関スル件」

が制定され、その第一条で

「鉱業権者ハ主トシテ薄層若ハ残炭ヲ採掘スル石炭坑以外ノ石炭坑又ハ石炭山以外ノ鉱山ニ付鉱山監督局長ノ許可ヲ受ケ鉱夫労役扶助規則第十一条ノ二第一項ノ規定ニ拘ラス二十五才以上ノ女子（妊娠中ノ者ハ之ヲ除ク）ヲシテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得」

と定められた。

本令は公布の日から施行され、その効力は昭和十七年三月三十一日までとされた。

本令は女子の坑内労働の禁止を緩和したもので、支那事変の影響を受けたものである。

昭和十六年五月十四日に厚生省令第十七号で鉱夫労役扶助規則の一部が改正されて、その際規則の名称も「鉱夫就業扶助規則」と改称された。

昭和十七年三月三十一日に厚生省令第十七号で

「女子ノ坑内就業ニ関スル鉱夫就業扶助規則第十一条ノ二第一項ノ特例ノ効力延長ニ関スル件」

が制定され、

「昭和十四年八月厚生省令第二十八号女子ノ坑内就業ニ関スル鉱夫就業扶助規則第十一条ノ二第一項ノ特例ニ関スル件ハ昭和二十二年三月三十一日迄其ノ効力ヲ有ス」

と定められ、同令は公布の日から施行された。

7. 昭和十八年六月十六日に厚生省令第二十一号で「鉱夫就業扶助規則ノ特例ニ關スル件」が制定され、その第一条で

「石炭ヲ目的トスル鉱業権者鉱山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ鉱夫就業扶助規則第七条ノ規定ニ拘ラズ十六才以上ノ女子ヲ就業セシメ……ルコトヲ得」

と定められた。即ち女子の深夜業禁止が解かれたのである。又その第二条で

「鉱業権者鉱山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ規則第十一条ノ二ノ規定ニ拘ラズ石炭坑ニ付テハ十六才未満ノ男子ニシテ国民学校高等科ノ過程ヲ修了シタルモノ及二十才以上ノ女子（妊娠中ノ者ヲ除ク）ヲ、其ノ他ノ鉱山ニ付テハ二十五才以上ノ女子（妊娠中ノ者ヲ除ク）ヲシテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得」

と定められた。即ち女子の坑内労働の禁止が更にゆるめられたのである。

右の特例は太平洋戦争の影響を受けたものである。

本令は公布の日から施行された。

同時に昭和八年六月の「鉱夫就業扶助規則第十一条ノ二ノ特例ニ關スル件」及び昭和十四年八月の「女子ノ坑内就業ニ關スル鉱夫就業扶助規則第十一条ノ二第一項ノ特例ニ關スル件」は廃止された。

8. 昭和十九年二月十日に厚生・軍需省令第一号で昭和十八年六月厚生省令第二十一号「鉱夫就業扶助規則ノ特例ニ關スル件」が改正され、

第一条では「石炭ヲ目的トスル」が削られ、「十六才以上ノ女子」が「十六才未満ノ者（坑内ニ於テ就業セシムル場合ヲ除ク）及女子」に改められた。即ち鉱夫就業扶助規則第七条の深夜業に關する規定は鉱山監督局長の許可を条件としてその適用が排除されることになった。

又第二条は改正されて

「鉱業権者鉱山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキ規則第十一条ノ二ノ規定ニ拘ラズ十六才未満ノ男子ニシテ国民学校高等科ノ過程又ハ之ト同等以上ト認メラレタル課程ヲ修了シタルモノ及二十才以上ノ女子（妊娠中ノ者ヲ除ク）ヲシテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得」

と定められ、女子の坑内労働禁止に關する規定は鉱山監督局長の許可を条件としてその適用が排除されることになった。右の改正規定は公布の日から施行された。

9. 昭和二十一年三月十三日に厚生省令第九号で昭和十八年六月厚生省令第二十一号「鉱夫就業扶助規則ノ特例ニ関スル件」が廃止され、昭和二十一年四月一日から施行された。即ち鉱夫就業扶助規則の規定が復活したのである。経過規定として同令施行の際旧令第一条の規定により許可を受け、鉱夫就業扶助規則第七条の規定に拘らず現在深夜業に就業させているものについては選炭作業に限り、旧令第二条の規定により許可を受け、鉱夫就業扶助規則第十一条ノ二の規定に拘らず現在坑内労働に就業させているものについては石炭鉱業に限つて、昭和二十一年八月三十一日迄旧令はその効力を有するものと定められた。

10. 昭和二十一年三月十三日に厚生省令第十号で鉱夫就業扶助規則の一部が改正され、その第六条ノ一及び第十一条ノ二第二項が削除された。従つて女子の坑内労働は例外なく禁止されることになつた。同令は昭和二十一年四月一日から施行されたが同令施行の際、旧令の規定により許可を受け現在坑内労働に就業させているものについては、昭和二十二年二月二十八日迄旧令はその効力を有すると定められた。

11. 昭和二十二年四月七日に法律第四九号で労働基準法が制定され、その第六十四条で

「使用者は満十八才に満たない者又は女子を坑内で労働させてはならない」

と定められ、附則で鉱業法第七十五条、第七十九条は削除され、鉱夫就業扶助規則の規定は吸収された。労働基準法第六十四条は昭和二十二年八月政令第七十号で昭和二十二年九月一日から施行されている。

六、諸外国における女子の坑内労働に関する法令

1. 英 国 一九五四年十一月二五日に公布された「鉱山及び石切場法」第八部第一二四条第一項で「女子は鉱山における坑内で使用されてはならない。」と定めている。

2. 仏 国 「労働の規則」(一九一二年一月三〇日公布) 第五五条において「女子を鉱山、鉱地、石切場の地下労働に使用してはならない。」と定めている。

3. 伊 太 利 「年令を問わず、女性は、鉱山、石切場及び採掘坑において使用せられざるべし。」と定めている。

4. 西ドイツ 「労働時間令」(一九三八年四月三〇日公布) 第三章「女子の保護強化」の中の第十六条で「女子従業員は鉱山、

塩鉱、選鉱施設、地下で営まれる採石場及び鉱坑にあつては坑内作業に選鉱(選別、洗鉱)を除く採掘、運搬及び荷積にあつては坑外作業にも、これを就業させてはならない。」と定めている。

5. ソヴェエト 「ソヴェエト共和国労働法典」(一九二二年)第十三章「女子及び未成年者の労働」の第一二九条において「特に困難な健康上有害な作業及び地下労働には女子及び十八才未満の者の労働を使用することを禁ずる。」と定めてゐる。

6. 東ドイツ 「労働法典」(一九五〇年四月一九日)第三節「女子及び少年の特別保護」の第四十五條第二項において「十六才未満の少年、妊婦及び哺育中の母の鉱業における坑内労働はこれを禁ずる。」と定めてゐる。

7. スウェーデン 「労働者保護法」(一九四九年一月三日制定)第五章「女子の雇用に関する特別規定」の第三四條に「鉱山又は採石所の地下に女子を雇用することは出来ない。」と定めてゐる。

8. アルゼンチン 「婦人は……石切場に於て又は地下労働に使用せられざるべし。」と定めてゐる。

9. オーストリア 「年令を問はず、婦人労働者は、地上に於てのみ使用せられざるべし。明白に妊娠と認めらるゝ婦人は、軽易労働にのみ使用せらるべし。」と定めてゐる。

10. ベルギー 「婦人は、地下労働に使用せられざるべし。」と定めてゐる。

11. ブラジル 「婦人は、隧道、鉱山の地下、石切場に於ける労働に使用せられざるべし。」と定めてゐる。

12. スペイン 「種類を問はず、地下労働に婦人を使用することは禁ず。」と定めてゐる。

註 以上の資料は、英国については *Mines and Quarries Act 1954* より、仏国、スウェーデン及び東ドイ

ツは労働省労働統計調査部発行「外国労働法令集」より、西ドイツ及びソヴェエトについては、労働省婦人少年局発行「各国に於ける婦人年少者労働保護規定集」より、伊太利、アルゼンティン、オーストリア、ベルギー、ブラジル及びスペインについては内務省社会局「第十八回国際労働總會報告書」より引用した。

七、女子の坑内労働者数の推移 註「本邦鉱業の趨勢（通商産業省編）」に拠る。

年次	女子労働者数
昭和二十四年末以降	〇人
昭和二十三年末以降	六
昭和二十二年末	六
昭和二十一年	一、五三九
昭和二十年	七、二〇四
昭和十九年	一、四二四
昭和十八年	一、九八二
昭和十七年	一〇、五五四
昭和十六年	九、七八五
昭和十五年	一、七三六
昭和十四年	七、三三七
昭和十三年	六、一七九
年次	女子労働者数
昭和二十二年六月末	四〇九七人
昭和二十一年	四、八六三
昭和二十年	五、三三四
昭和十九年	五、六二七
昭和十八年	六、八五四
昭和十七年	七、五一八
昭和十六年	一、三八五
昭和十五年	二、四七〇
昭和十四年	三、三三二
昭和十三年	三、八四一
昭和十二年	四、三五四
昭和十一年	四、三一〇

八、女子の坑内労働の禁止に関する労働基準法第六十四条の施行状況

イ、法施行以来の第六十四条の違反件数は次のとおりである。

年次	件数
----	----

昭和二十三年二月～十二月

昭和二十四年一月～十二月

昭和二十五年

昭和二十六年

昭和二十七年

昭和二十八年

昭和二十九年

註 1. 労働基準局調べ

2. 年少者に関する違反も含む

件数

一〇八

一五四

一二五

八九

一三二

一四八

七四

ロ、法施行以来の第六十四条違反による送致件数は次のとおりである。

年次	件数
----	----

昭和二十三年十二月末

昭和二十四年一月～十二月

昭和二十五年

昭和二十六年

昭和二十七年

昭和二十八年

昭和二十九年

註 1. 労働基準局調べ

2. 年少者に関する違反も含む

件数

三

〇

一

八

八

一

一

四

昭和29年における労働基準法第64条違反状況

註 労働省労働基準局調べ

(1) 違反事業所数

	昭和29年				昭和30年			
	計	年少者のみ	女子のみ	年少者と女子	計	年少者のみ	女子のみ	年少者と女子
計	71	38	26	7	60	27	29	4
鉄業	44	23	17	4	44	19	22	3
石炭鉄業	30	18	9	3	28	15	12	1
金属鉄業	10	5	4	1	8	3	4	1
非金属鉄業	0	0	0	0	1	1	0	0
土石採取業	4	0	4	0	7	0	6	1
土木建築業	27	15	9	3	16	8	7	1

(2) 規模別違反事業所数

	昭和29年					昭和30年				
	計	1~9	10~49	50~99	100~499	500~999	1000~	計	1~9	10~49
計	71	16	32	8	12	3	0	60	11	32
鉄業	44	11	25	6	2	0	0	44	11	25
石炭鉄業	30	5	19	4	2	0	0	28	7	14
金属鉄業	10	2	6	2	0	0	0	8	1	6
非金属鉄業	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
土石採取業	4	4	0	0	0	0	0	7	2	5
土木建築業	27	5	7	2	10	3	0	16	0	7

3) 違反事件における関係内労働者数

	昭和 29 年			昭和 30 年		
	計	年少者	女子	計	年少者	女子
計	196	84	112	150	42	108
炭 業	110	44	66	94	31	63
石 炭 業	74	29	45	54	23	29
金 属 炭 業	26	15	11	18	4	14
非 金 属 炭 業	0	0	0	1	1	0
土 石 採 取 業	10	0	10	21	1	20
土木建築業	86	40	46	56	11	45

4) 司 法 事 件 (件 数)

	昭和 29 年					昭和 30 年				
	送 検	起 訴	有 罪		無 罪	送 検	起 訴	有 罪		無 罪
			略 式	罰 金				略 式	罰 金	
総 計	19	17	11	3	1	10	7	4	0	0
計	6	6	2	2	0	4	3	1	0	0
炭 業	5	5	2	1	0	4	3	1	0	0
石 炭 業	2	2	1	1	0	4	3	1	0	0
金 属 炭 業	3	3	1	0	0	4	3	1	0	0
非 金 属 炭 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土 石 採 取 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木建築業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
計	13	11	9	1	0	6	4	3	0	0
炭 業	11	9	8	1	0	6	4	3	0	0
石 炭 業	9	7	6	1	0	5	4	3	0	0
金 属 炭 業	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
非 金 属 炭 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土 石 採 取 業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
土木建築業	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0

5) 各年における件数は、それぞれ当該年の違反事件についての司法処理件数である。

(5) 違法な坑内労働における死傷人員

	昭和29年				昭和30年			
	負傷		死亡		負傷		死亡	
	計	年少者	計	年少者	計	年少者	計	年少者
炭 業	7	4	3	1	8	3	3	1
石 炭 業	5	3	2	1	3	1	3	1
金 属 鉄 業	1	0	1	0	0	0	0	0
金 属 鉄 業	4	3	1	0	1	1	0	0
非 金 属 鉄 業	0	0	0	0	0	0	0	0
土 石 採 取 業	0	0	0	0	2	0	0	0
土木建築業	2	1	1	0	5	2	0	0

(6) 坑内業務の隠蔽(人員)

	昭和29年				昭和30年			
	負傷		死亡		負傷		死亡	
	計	年少者	計	年少者	計	年少者	計	年少者
炭 業	196	9	146	30	150	20	84	35
石 炭 業	84	9	48	18	42	8	28	5
金 属 鉄 業	44	7	23	7	31	7	18	0
金 属 鉄 業	29	5	13	6	25	5	15	0
非 金 属 鉄 業	15	2	10	1	4	1	2	0
土 石 採 取 業	0	0	0	0	1	0	1	0
土木建築業	0	0	0	0	1	1	0	0
計	40	2	25	11	11	1	10	0
炭 業	112	0	98	12	108	12	56	30
石 炭 業	66	0	63	1	63	12	32	15
金 属 鉄 業	45	0	44	1	29	0	17	8
金 属 鉄 業	11	0	9	0	14	0	14	0
非 金 属 鉄 業	0	0	0	0	0	0	0	0
土 石 採 取 業	10	0	10	0	20	12	1	7
土木建築業	46	0	35	11	45	0	24	15

(7) 違反事実発覚の端緒

	昭和29年					昭和30年				
	計	定期 工事 特殊安全 監督	申告 及び 書	災害発生	其の他	計	定期 工事 特殊安全 監督	申告 及び 書	災害発生	其の他
計	71	42	18	7	4	60	32	14	8	6
鉄業	44	24	12	4	4	44	22	11	6	5
石灰鉄業	30	17	10	1	2	28	15	6	3	4
金属鉄業	10	4	2	3	1	8	1	4	3	0
非金属鉄業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
土石採取業	4	3	0	0	1	7	6	1	0	0
土木建築業	27	18	6	3	0	16	10	3	2	1

註 「その他」は次のものである。

- イ、告発、キキコミ
- ロ、労災保険基礎調査
- ハ、警察より
- ニ、労災保険基礎調査(2)。新聞記事、通産局より
- ホ、違反状況実態調査

昭和三十一年五月印刷
昭和三十一年五月発行

発行者 労働婦人少年局

印刷所 有限会社 工文社

東京都中央区日本橋本町二ノ一

